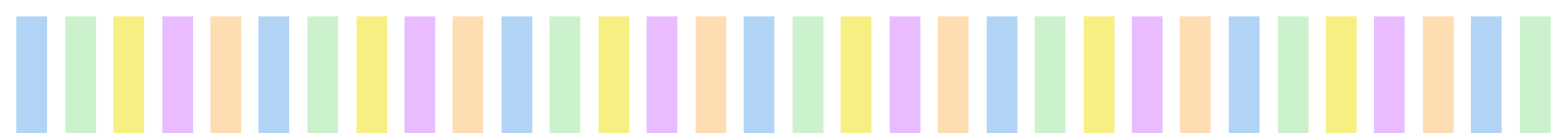


第 3 次
加 西 市
男女共同参画プラン
— 第3次かさいゆめプラン —

令和4年3月
加 西 市



あいさつ

本市では、平成13年度に「かさい男女共同参画ゆめプラン」を策定し、以降、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

そこから20年が経過しましたが、現在、人口減少や少子高齢化は進み、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのような中、「男性は男性らしく」「女性は女性らしく」といった固定的な性別役割分担に関する意識の変化はみられているものの、実際の生活では依然として性別によって役割が固定されている状況がうかがえます。また、



新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、全国的に非正規雇用の女性の雇用への影響や配偶者等からの暴力の深刻化等が顕在化しており、新たな課題への適切な対応を含め、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みの充実がますます必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では新たに「第3次加西市男女共同参画プラン（第3次かさいゆめプラン）」を策定いたしました。この計画は、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」としても位置づけています。様々な分野において女性が活躍できる環境づくりや、あらゆる暴力の根絶を目指した取り組みを男女共同参画に係る取り組みと一体的かつ効果的に実施し、基本理念の「誰もが互いに尊重し合い、輝くふるさと加西」を目指し、性別に関わらず誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを進めてまいります。

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、市民、関係団体、企業、関係機関の皆さまとの連携、協働が必要です。本市のよりよい未来に向けて、皆さまの今後一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました加西市男女共同参画計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

加西市長 西村 和平

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画をめぐる動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 現状と課題	6
1 統計からみる本市の現状	6
2 アンケートからみる本市の現状	12
3 第二次プランの進捗状況	29
4 ワークショップの結果	33
5 本市における課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 計画の体系	39
第4章 主な施策	40
基本目標1 誰もが尊重され、自分らしく生きることのできる共同参画社会の構築	40
基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい環境づくり	42
基本目標3 性別に関わらずあらゆる場で活躍できる支援体制の整備	46
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	49
基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	56
資料編	57
1 加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例	57
2 加西市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	62
3 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	64
4 計画の策定経過	65
5 用語集	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国で平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の定義について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と示されています。

これまで国では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）、「男女共同参画社会基本法」の施行、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）の批准等、男女共同参画に向けた様々な法制度が整備されてきました。近年では、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。同年には、国連サミットにて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されたことを受け、平成28年にわが国の取り組みの指針として「SDGs実施指針」（令和元年に改定）が決定され、改定版における取り組むべき施策の1つとして「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が示されました。これらの動向を踏まえ、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、2030年代を見据えて社会のあらゆる分野において一層の女性の参画・活躍が目指されています。

また、昨今の社会状況として、人口減少や少子高齢化の進行が深刻なものとなっています。このような状況の中で豊かな市民生活を維持し、社会が持続的に発展していくには、性別に関わらず、あらゆる人が個性や能力を活かして活躍し、多様な価値観を尊重し合うことができる社会の実現が一層重要となります。更には、新型コロナウイルス感染症の流行によって、テレワーク等の多様な働き方が広まり、地方移住の機運が高まる一方で、困難な状況下にあった人々がより深刻な状況に陥ってしまうことや、在宅勤務の増加等によるDV被害の深刻化、女性の家庭生活における負担の増大等も指摘されており、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みの更なる充実が求められています。

加西市（以下「本市」という。）においても、一人ひとりが個人として尊重され、認め合い、男女が対等な立場で能力を発揮できる社会の実現を目指して、平成13年度に「かさい男女共同参画ゆめプラン」を策定しました。平成24年度には見直しを踏まえて「第二次かさい男女共同参画ゆめプラン（第二次かさいゆめプラン）」（以下「第二次プラン」という。）を策定し、本市における男女共同参画の方向性を示し、施策を推進してきました。

このたび、第二次プランの計画期間が令和3年度をもって終了となることに伴い、国や本市の状況を踏まえて第二次プランの内容を見直すとともに、「かさい男女共同参画ゆめプラン」と「加西市配偶者等からの暴力対策基本計画（加西市DV対策基本計画）」を一体化した計画として、「第3次加西市男女共同参画プラン（第3次かさいゆめプラン）」（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

国連は昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、同年に「男女平等の促進」「開発努力への婦人の全面的参加の確保」「国際平和への婦人の貢献に関する行動の強化」を目標として「国際婦人年世界会議」を開催し、行動指針となる「世界行動計画」を採択しました。また、同年の国連総会において、「国際婦人年」に続く 10 年間を「国連婦人の 10 年」と決めました。昭和 54 年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置が求められました。

平成 7 年には「第 4 回世界女性会議」が開催され、すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その後、平成 17 年の「第 49 回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+10」）、平成 22 年の「第 54 回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+15」）を経て、平成 27 年の「第 59 回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+20」）では、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの達成のために具体的な行動をとることが参加国により表明されました。

また、同年の国連サミットでは、令和 12 年までに達成する目標を掲げた「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、17 の目標のうち 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が示されました。

令和 3 年に「世界経済フォーラム」が公表した世界各国の男女格差を測る指数である「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」において、わが国は 156 か国中 120 位と、男女平等参画に強力に取り組む必要があることが明らかになりました。

(2) 国の動向

国連が昭和 50 年を「国際婦人年」と定めたことを契機とし、わが国では、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関する様々な国内法等が整備されてきました。昭和 60 年には「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年には「男女雇用機会均等法」が施行されました。

平成 4 年には「育児休業法」が施行され、平成 7 年には同法を改正し介護休業制度を法制化した「育児・介護休業法」が施行されました。

平成 8 年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、その後 5 年ごとに見直しが行われています。

また、暴力等の防止に係るものとして、平成 12 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行されました。

平成 19 年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取り組みが社会全体として推進され始めました。

平成 27 年には「女性活躍推進法」、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、働く場での女性の活躍や政治の場における男女の機会均等が目指されています。平成 31 年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、令和 2 年には「労働施策総合推進法」（以下「パワハラ防止法」という。）の改正法が施行され、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

また、令和元年に改定された国の「SDGs 実施指針」を基に、令和 2 年に「SDGs アクションプラン 2021」が定められ、あらゆる分野における女性の参画やダイバーシティの推進等が重点事項として示されました。同年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、取り組むべき事項として、指導的地位に占める女性の割合の増加や男女共同参画の視点による防災・復興対策等が挙げられています。

（3）兵庫県の動向

兵庫県では、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定され、男女が社会の対等な構成員としてともに暮らすことができる社会の実現が目指されました。平成 14 年には「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」が施行され、男女共同参画社会づくりが総合的かつ計画的に推進されてきました。

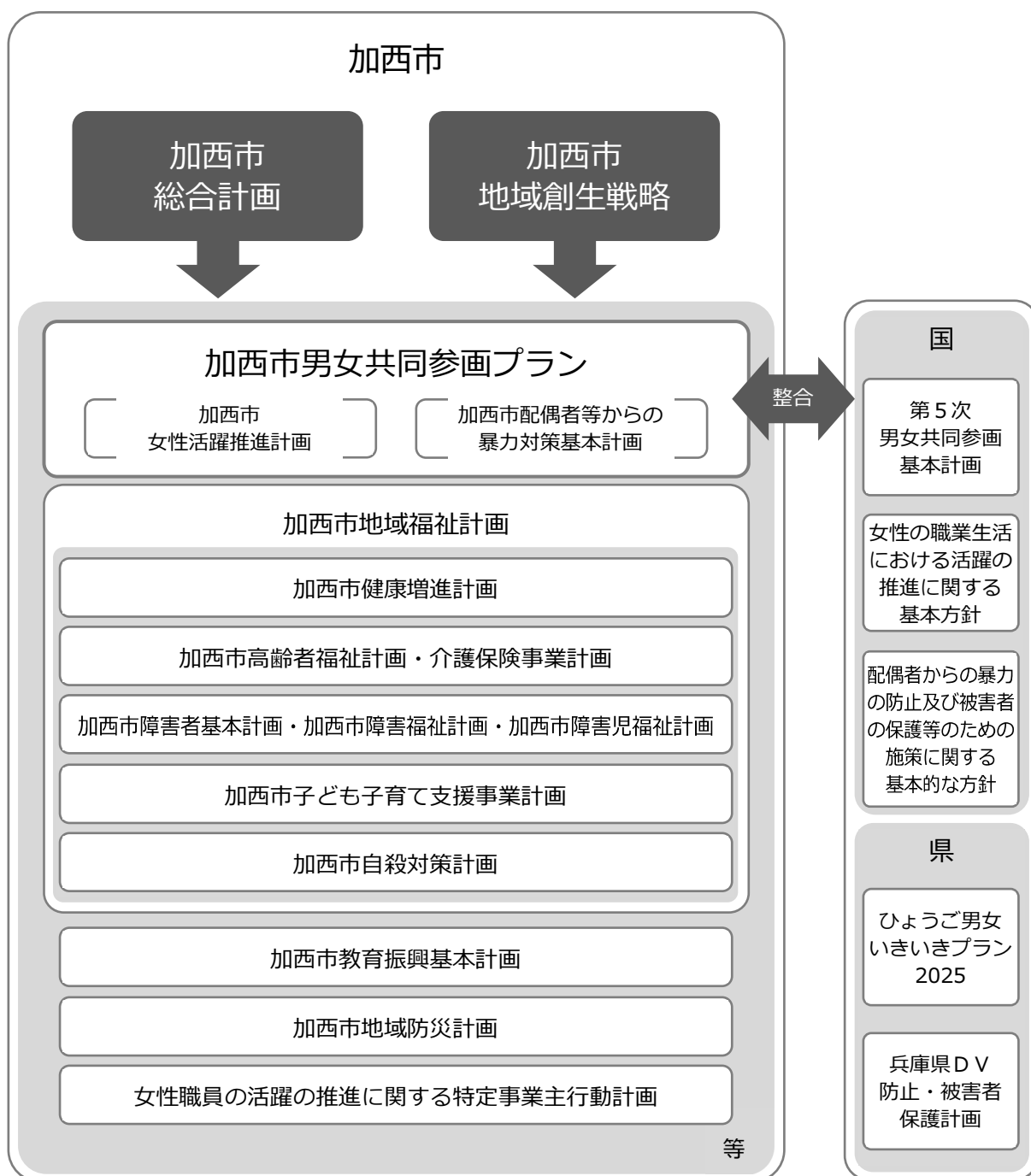
平成 18 年には「ひょうご男女共同参画プラン 21」後期実施計画、平成 21 年には「第 3 次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション 8－」、平成 23 年には「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

令和 3 年には「ひょうご男女いきいきプラン 2025」が策定され、「女性の活躍と兵庫への定着の推進」「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「互いに支え合う家庭と地域」「安心して生活できる環境の整備」「次世代への継承」の 6 つの重点目標が設定されました。

また、平成 31 年には「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」が改定され、「DV 防止に向けた啓発・教育の推進」「市町の DV 対策の促進」「相談体制の充実」「緊急時の安全確保」「自立支援の推進」「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の 6 つの目標を柱とした取り組みが進められています。

3 計画の位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものとします。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」や兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」等の内容を踏まえるものとします。
- 「加西市総合計画」「加西市地域創生戦略」を上位計画とし、その他本市の関連計画との整合を図ります。



4 計画の期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
国			第5次男女共同参画基本計画										
県			ひょうご男女いきいきプラン2025										
	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画												
市			第6次加西市総合計画										
			第3次加西市男女共同参画プラン【本プラン】										

第2章 現状と課題

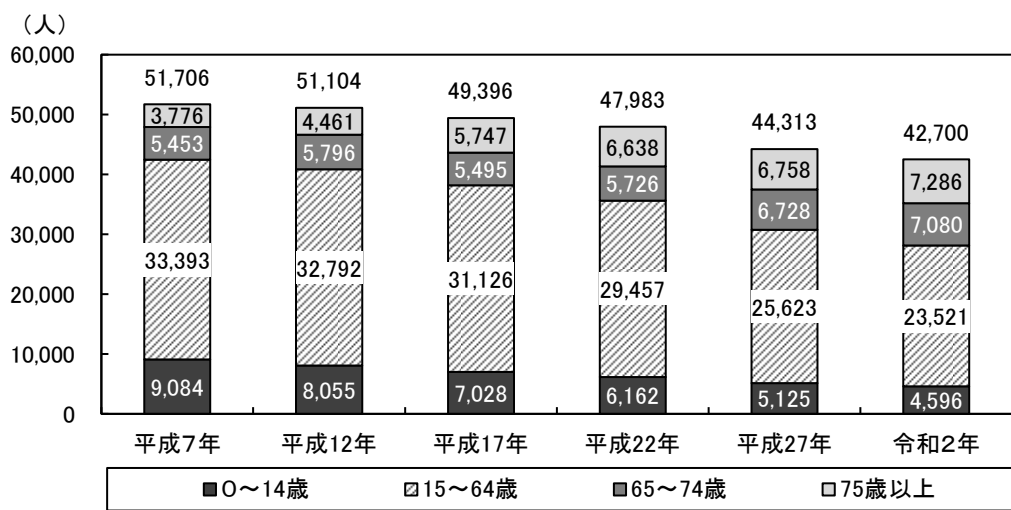
1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移

総人口の推移をみると、令和2年の総人口は42,700人となっており、平成7年から9,006人減少しています。

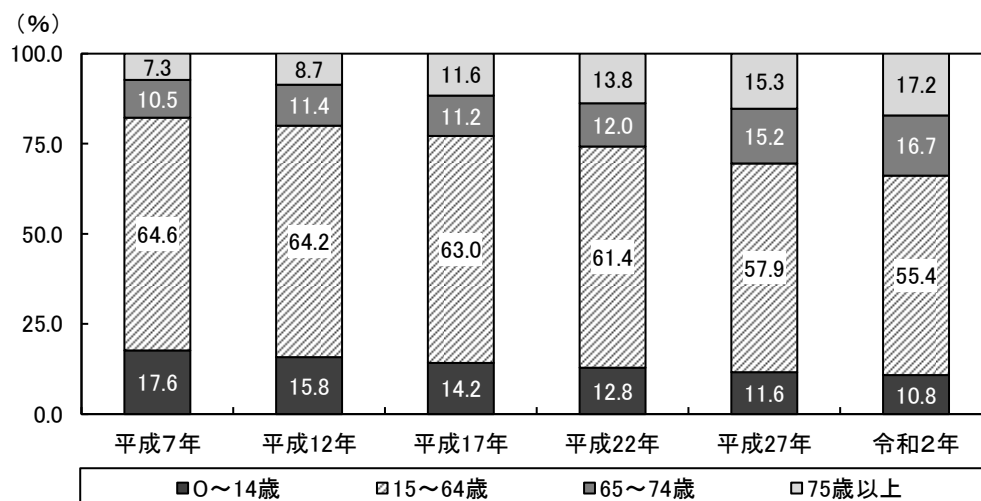
年齢4区分別人口の推移をみると、65歳以上が増加、64歳以下が減少しており、令和2年における65歳以上の割合は33.8%で、約3人に1人が高齢者となっています。

■総人口及び年齢4区分別人口の推移



資料：国勢調査
※総人口は年齢不詳含む

■年齢4区分別人口割合の推移



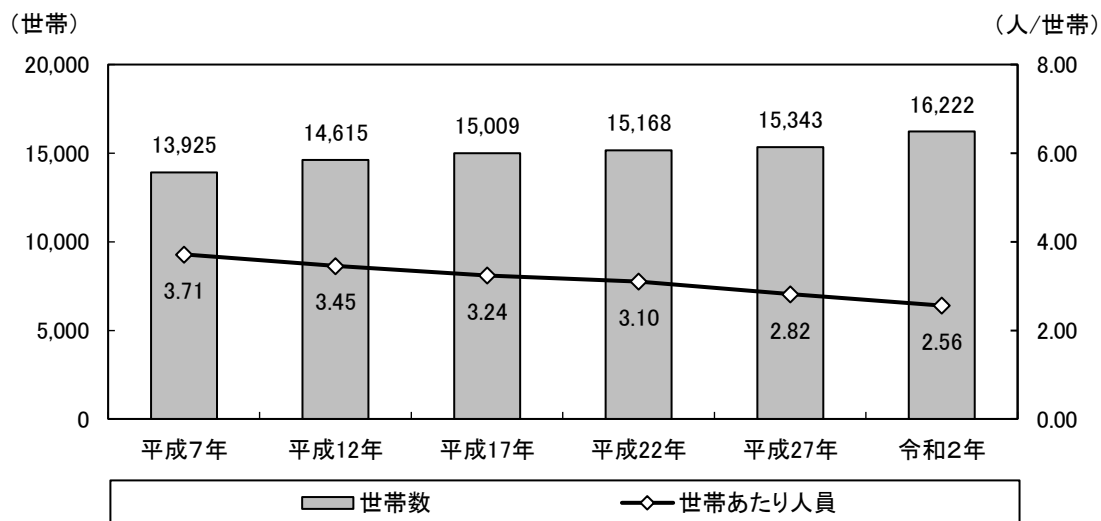
資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成7年以降増加しており、令和2年には16,222世帯となっています。世帯あたり人員をみると、平成7年以降減少しており、令和2年には2.56人となっています。

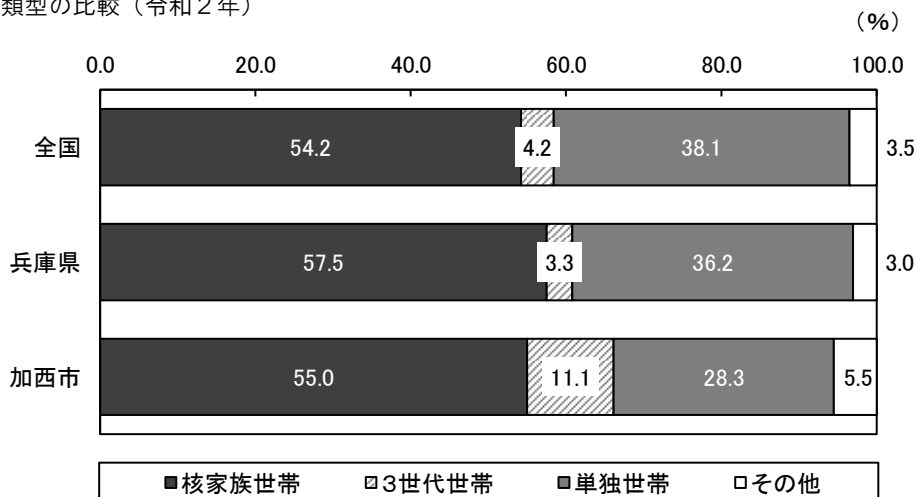
世帯の家族類型をみると、国、県に比べて「3世代世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

■世帯数及び世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型の比較（令和2年）



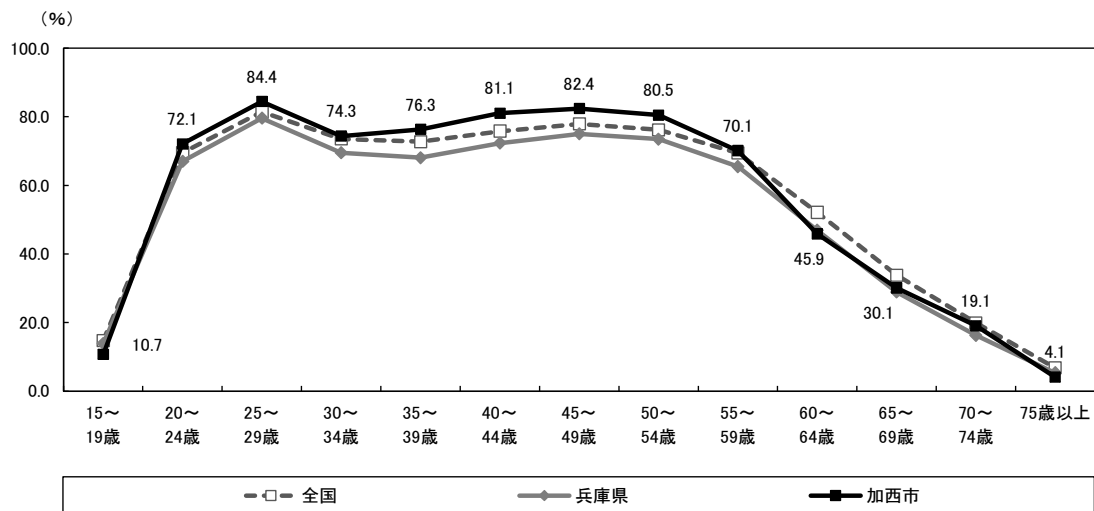
資料：国勢調査

(3) 労働の状況

本市の女性の年齢別労働力率をみると、20歳から59歳までの各年齢区分において国、県を上回っています。

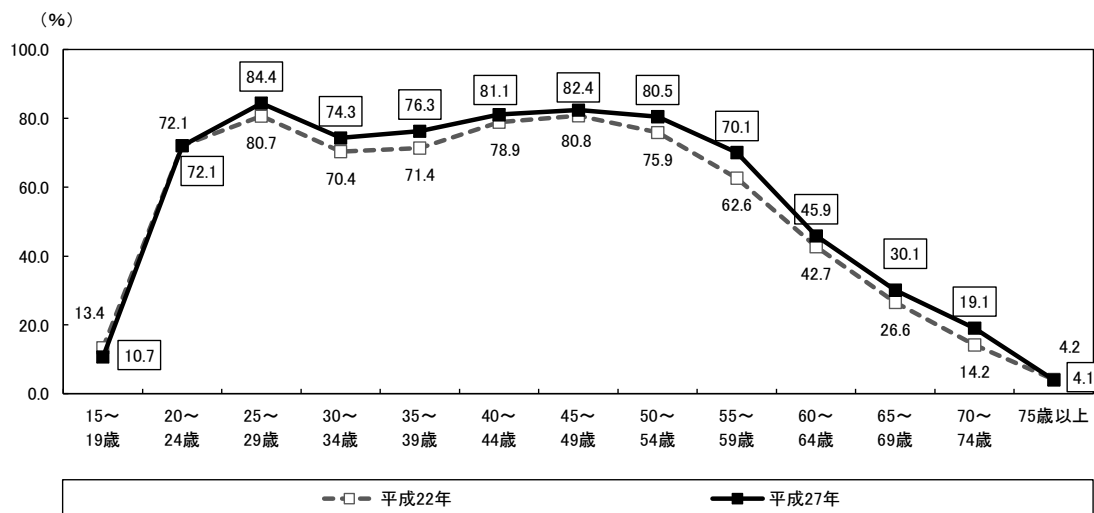
女性の労働力率の経年比較をみると、25歳から74歳までの各年齢区分において平成27年は平成22年を上回っていますが、M字カーブは解消されていません。

■女性の年齢別労働力率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力率の経年比較

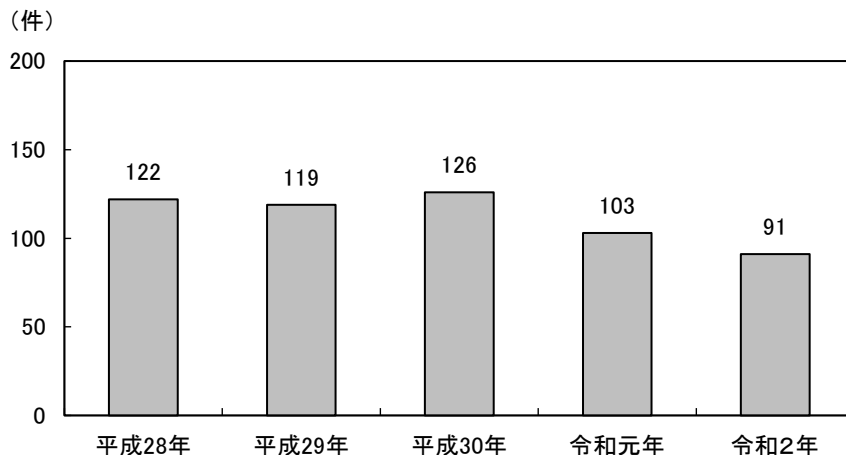


資料：国勢調査

(4) ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する状況

本市のDV相談件数の推移をみると、平成30年以降減少傾向となっており、令和2年は91件となっています。

■DV相談件数の推移

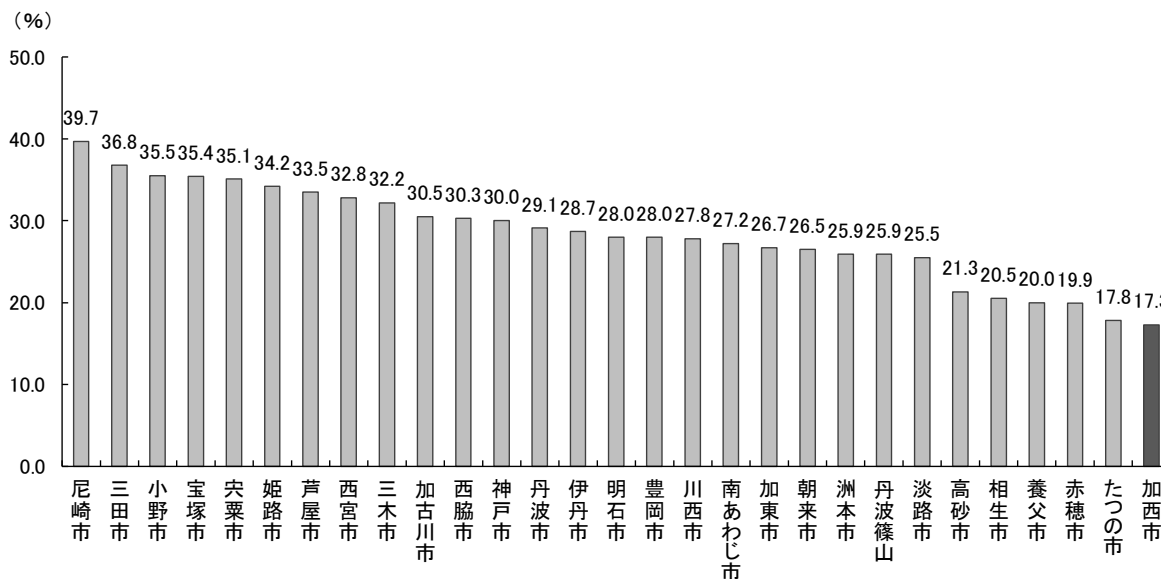


資料：加西市配偶者暴力相談支援センター

(5) 政治の場や地域活動における女性の参画状況

審議会等における女性委員の割合をみると、本市は17.3%と、県内の29市で最も低くなっています。

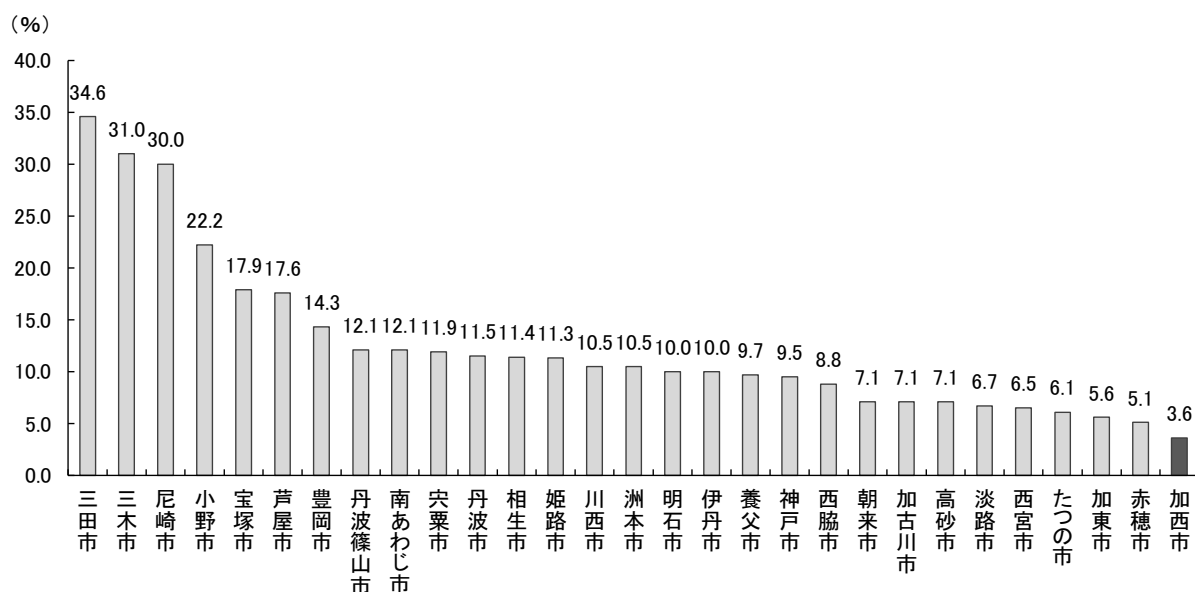
■審議会等における女性委員の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）

防災会議における女性委員の割合をみると、本市は3.6%と、県内の29市で最も低くなっています。

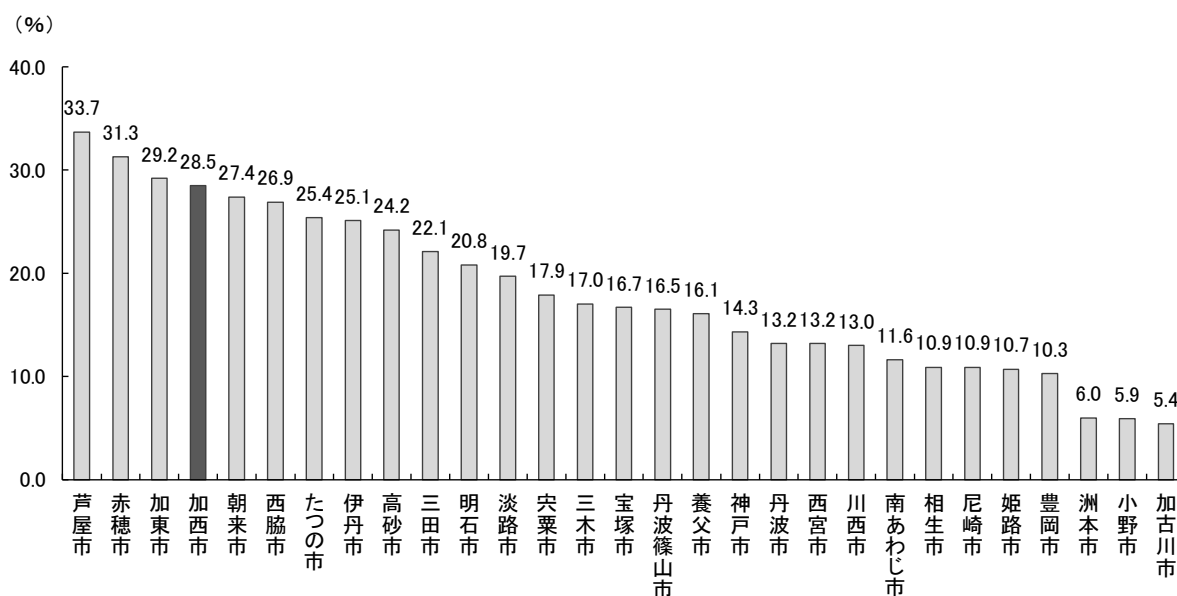
■防災会議における女性委員の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）

公務員に占める女性管理職の割合をみると、本市は28.5%と、県内の29市で4位となっています。

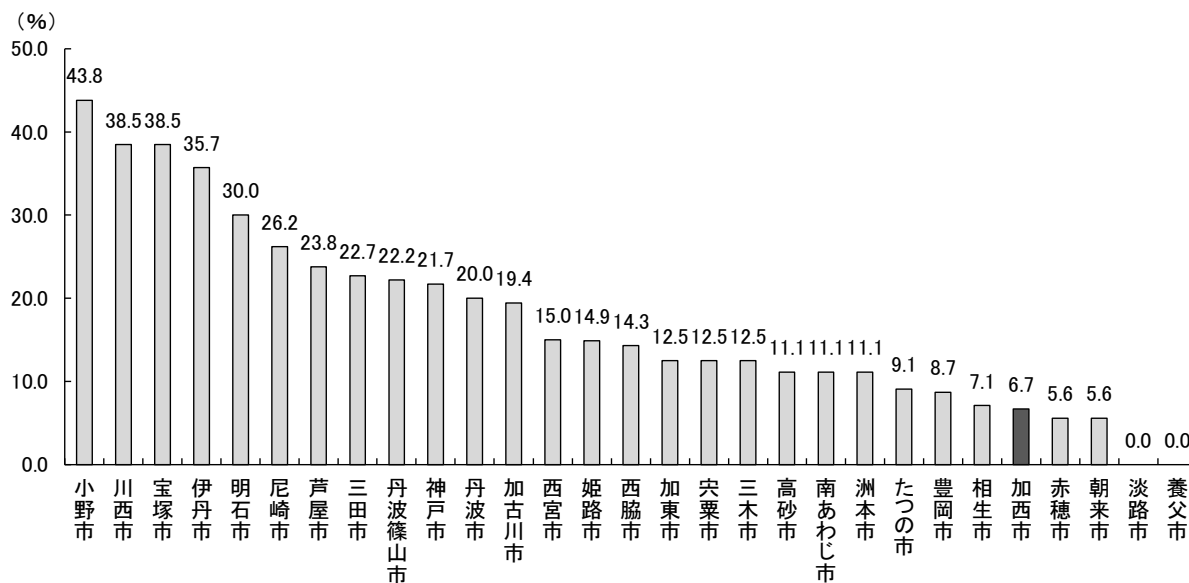
■公務員に占める女性管理職の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）

市議会議員に占める女性の割合をみると、本市は6.7%と、県内の29市で25位となっています。

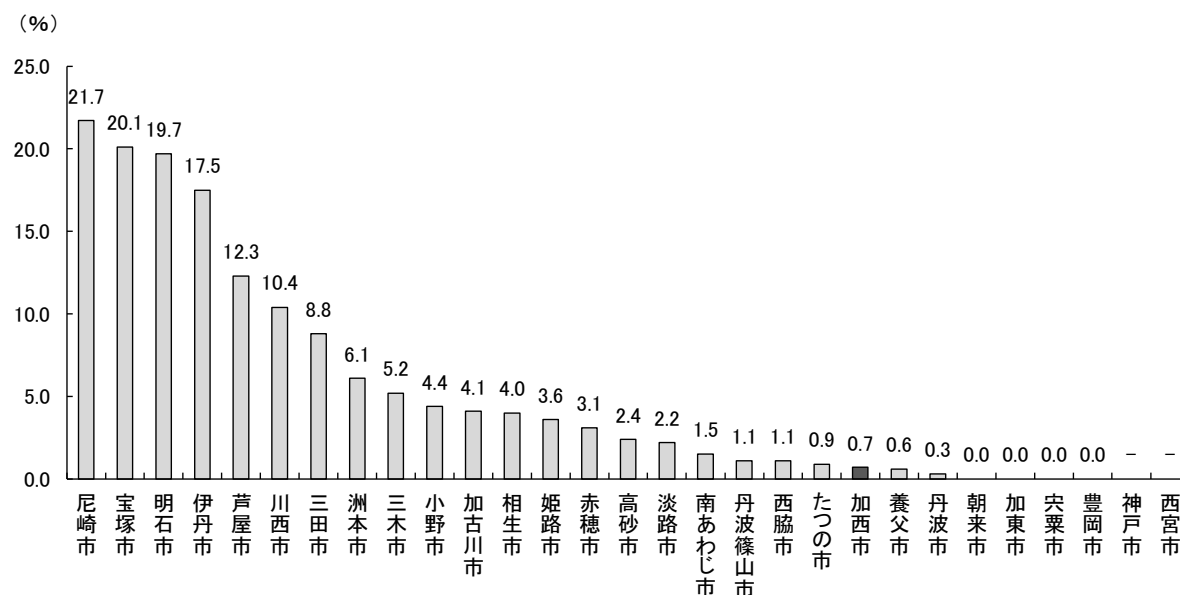
■市議会議員に占める女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）

自治会長に占める女性の割合をみると、本市は0.7%と、県内の27市*で21位となっています。

■自治会長に占める女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）

*神戸市、西宮市はデータなし

2 アンケートからみる本市の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本プランの策定にあたり、男女共同参画に関する市民の考えや意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査設計

- 調査地域：本市全域
- 調査対象者：18歳以上の市民2,000人を対象に無作為抽出
- 調査期間：令和2年11月2日～11月16日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収状況：配布数 2,000件
有効回収数 900件（有効回答率 45.0%）

③ 調査結果の総括

●固定的な性別役割分担意識は解消傾向だが、日常生活における役割分担には偏りが見られる。

⇒平成23年度の前回アンケート調査時と比べて、「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識の解消が見られ、日常生活における役割分担の理想では「夫婦共同」が最も高くなっています。一方、実際の日常生活の役割分担は「主に妻」が多く、家庭生活や職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位の平等感は「男性の方が優遇されている」が高くなっています。

●女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、各種支援制度の整備・充実や職場の体制整備、理解促進等が必要。

⇒女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要だと思うことについて、「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」が高くなっています。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた暮らしのために、行政に求めることとしては、「子育て支援・介護支援の充実」「企業に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な取組の啓発」が高くなっており、企業に求めることとしては、「育児休業・介護休業の取得促進」「短時間勤務やフレックス勤務、在宅勤務等の多様な働き方を社員が積極的に活用できる環境づくり」が高くなっています。

●女性の地域活動への参加促進や、防災・災害復興対策において男女共同参画の視点を取り入れることが必要。

⇒女性の地域活動への参加状況は、子育て支援に関する活動を除いて、男性より低くなっています。また、防災・災害復興対策で男女共同参画の視点から必要なことについて、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」「女性や乳幼児等に配慮した避難所設備や備蓄物資の確保」が高くなっています。

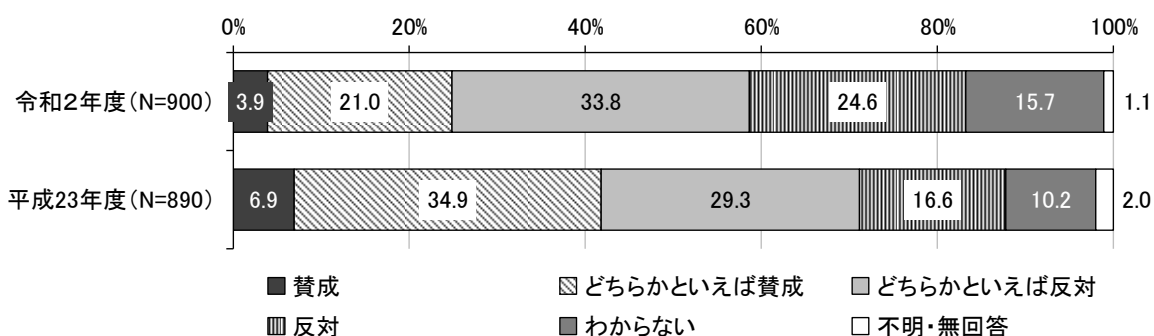
●ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV、多様な性等に関する理解促進、DVの相談体制の強化が必要。

⇒DVを受けたことがある人は約1割、そのうちの約4割が「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。また、DVの認知度は6割台半ば、デートDVの認知度は3割を下回っています。また、LGBTQの認知度は3割台半ば、SOGIEの認知度は1割を下回っており、多様な性の理解における課題として「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が最も高くなっています。

(2) 調査の結果

① 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について

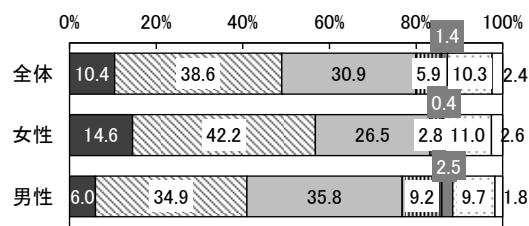
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について、令和2年度では、『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせたもの）は24.9%、『反対』（「反対」「どちらかといえば反対」を合わせたもの）は58.4%となっています。平成23年度（前回調査）と比較すると、『賛成』は16.9ポイント減少し、『反対』は12.5ポイント増加しています。



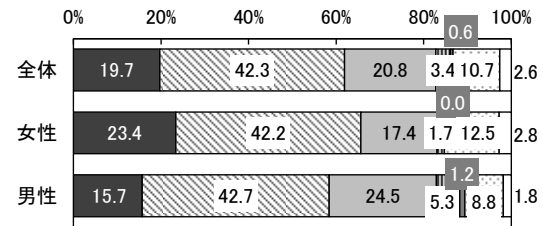
② 男女の地位の平等について

男女の地位の平等について、全体でみると、《③学校教育の場》では「平等である」が52.1%と最も高く、これ以外のすべての場面では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせたもの）が最も高くなっています。また、《④政治の場》《⑥社会通念・慣習・しきたり等》《⑧社会全体として》では「平等である」が1割程度となっています。性別でみると、《③学校教育の場》の女性・男性、《⑤法律や制度の上》の男性以外のすべての場面で『男性優遇』が最も高くなっています。

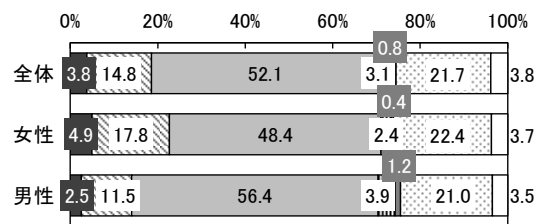
①家庭生活



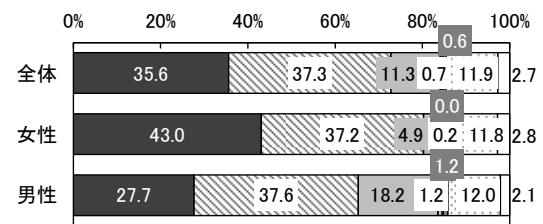
②職場



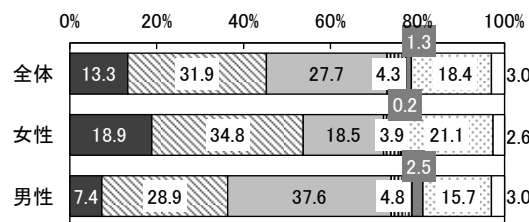
③学校教育の場



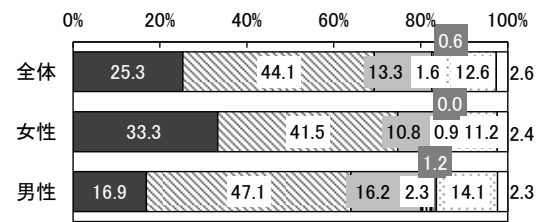
④政治の場



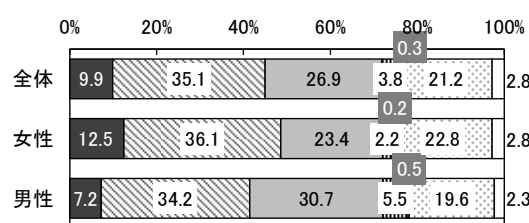
⑤法律や制度の上



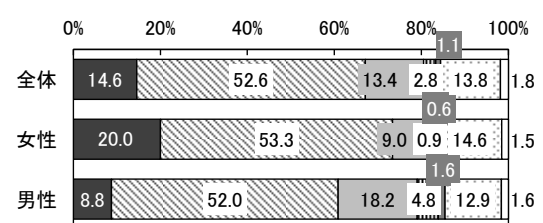
⑥社会通念・慣習・しきたり等



⑦自治会やNPO等の地域活動の場



⑧社会全体として



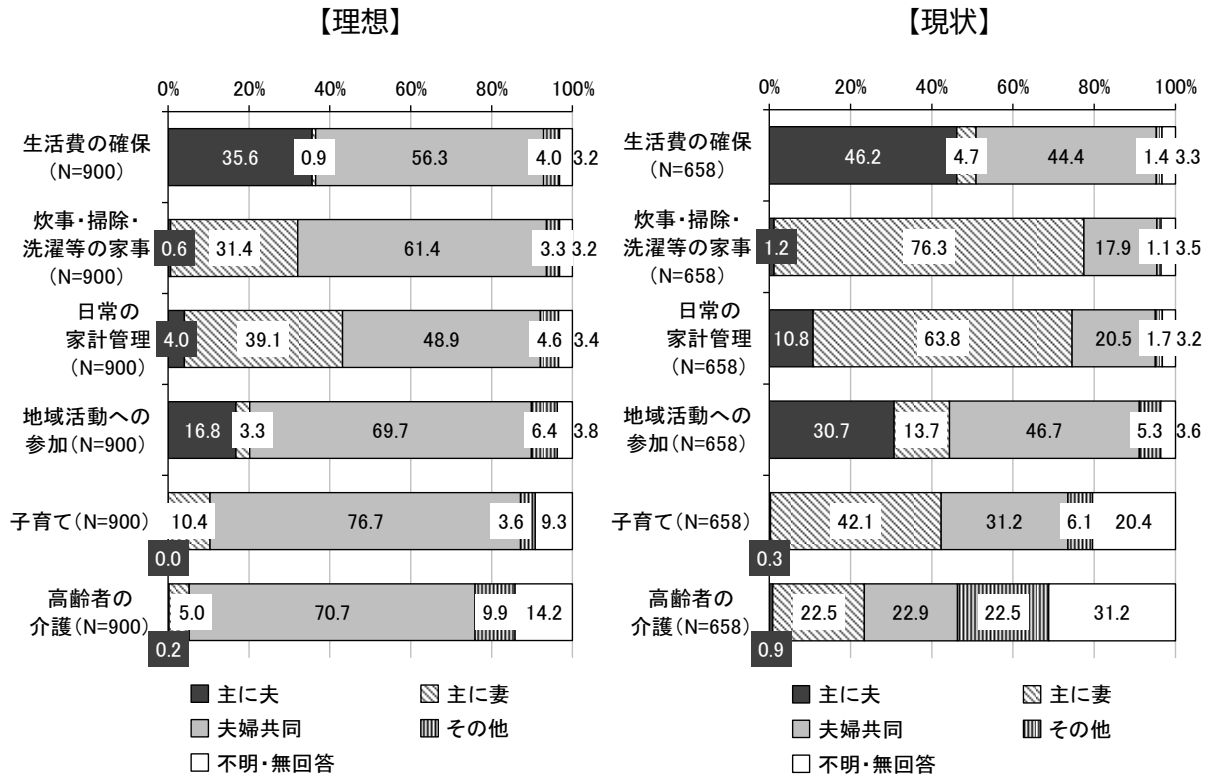
- 男性の方が優遇されている
- ▨ 平等である
- 女性の方が優遇されている
- 不明・無回答

- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

全体 (N=900)
女性 (N=465)
男性 (N=433)

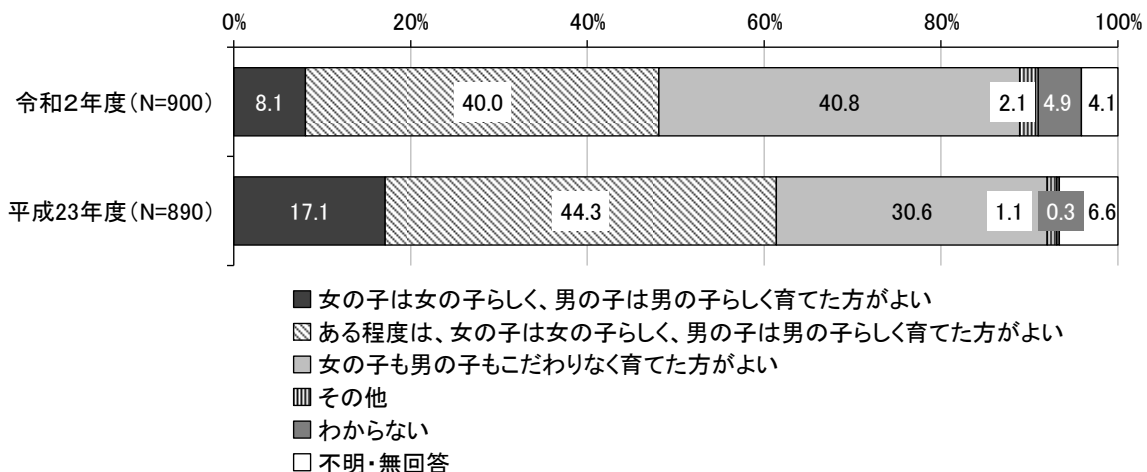
③ 日常的な家事・仕事等の役割分担について

日常的な家事・仕事等の役割分担について、【理想】をみると、すべての項目で「夫婦共同」が最も高くなっていますが、【現状】は、「生活費の確保」については「主に夫」、「炊事・掃除・洗濯等の家事」「日常の家計管理」「子育て」については「主に妻」が最も高くなっています。



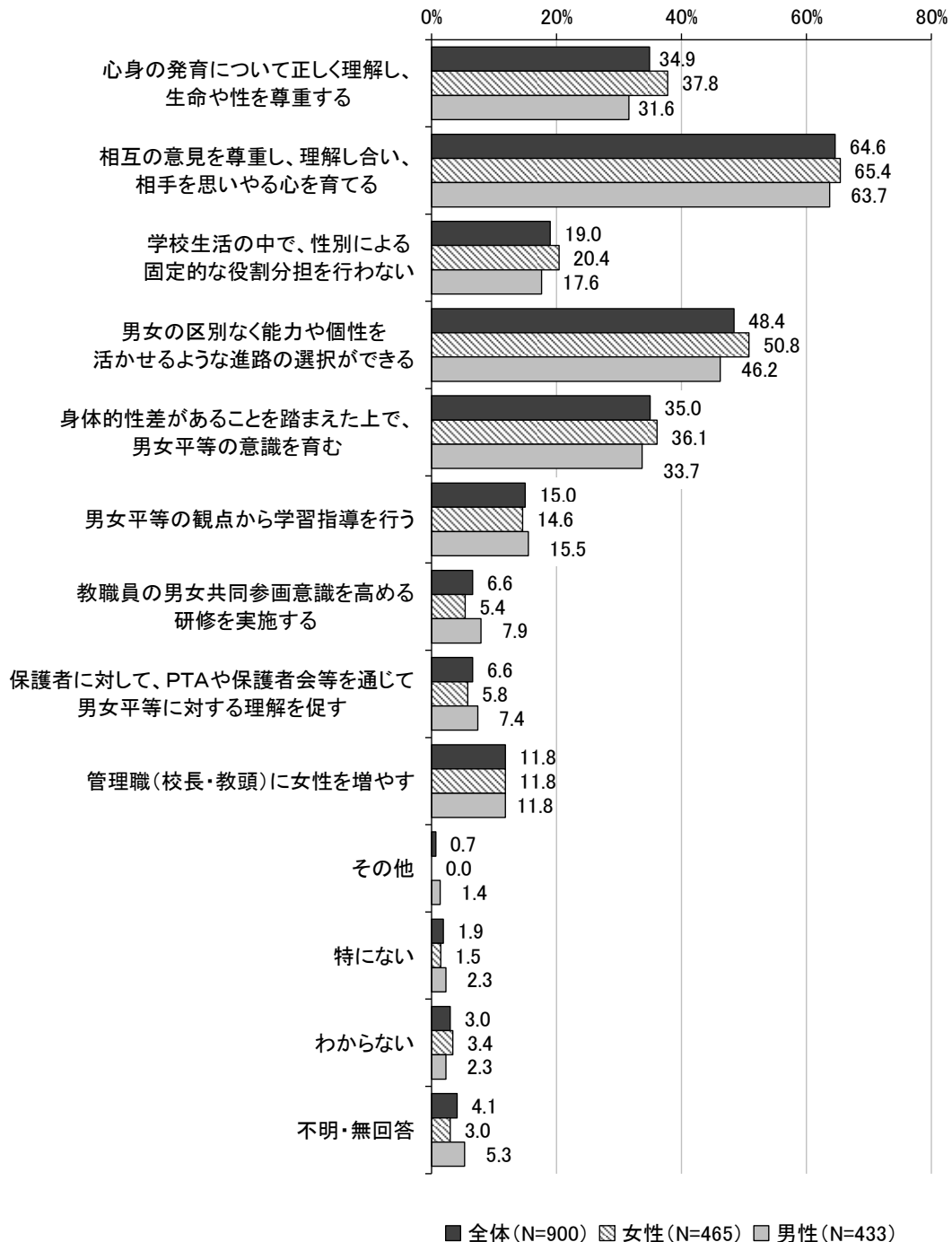
④ 子どもの育て方について

子どもをどう育てていくかについて、令和2年度では、「女の子も男の子もこだわりなく育てた方がよい」が40.8%と最も高く、次いで「ある程度は、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」が40.0%となっています。平成23年度（前回調査）と比較すると、「女の子も男の子もこだわりなく育てた方がよい」が10.2ポイント増加しています。



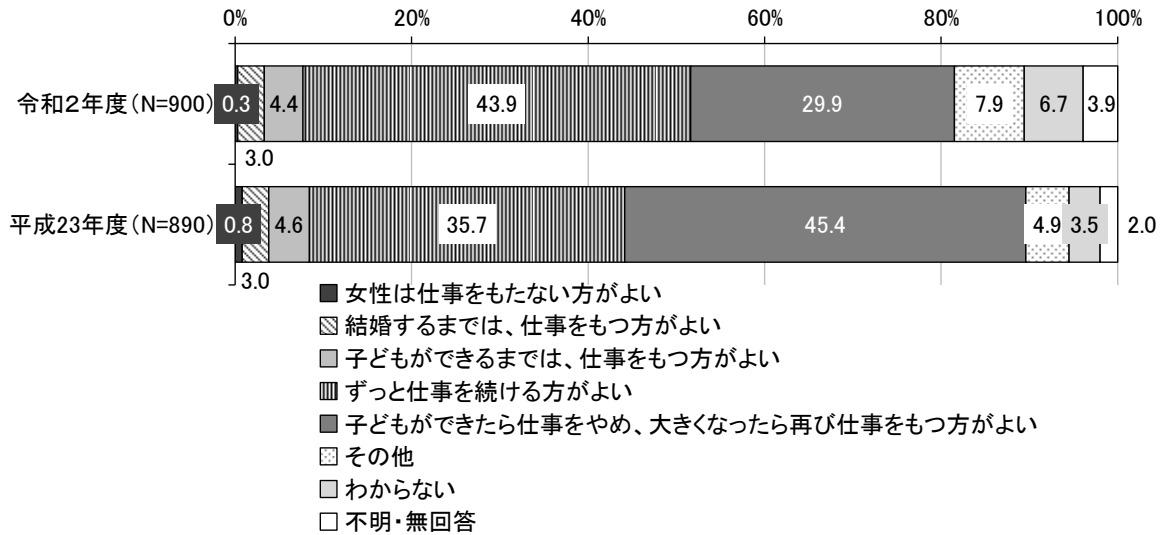
⑤ 学校教育の場で必要なことについて

学校教育の場で必要なことについて、全体・男女それぞれにおいて、「相互の意見を尊重し、理解し合い、相手を思いやる心を育てる」が最も高く、次いで「男女の区別なく能力や個性を活かせるような進路の選択ができる」となっています。



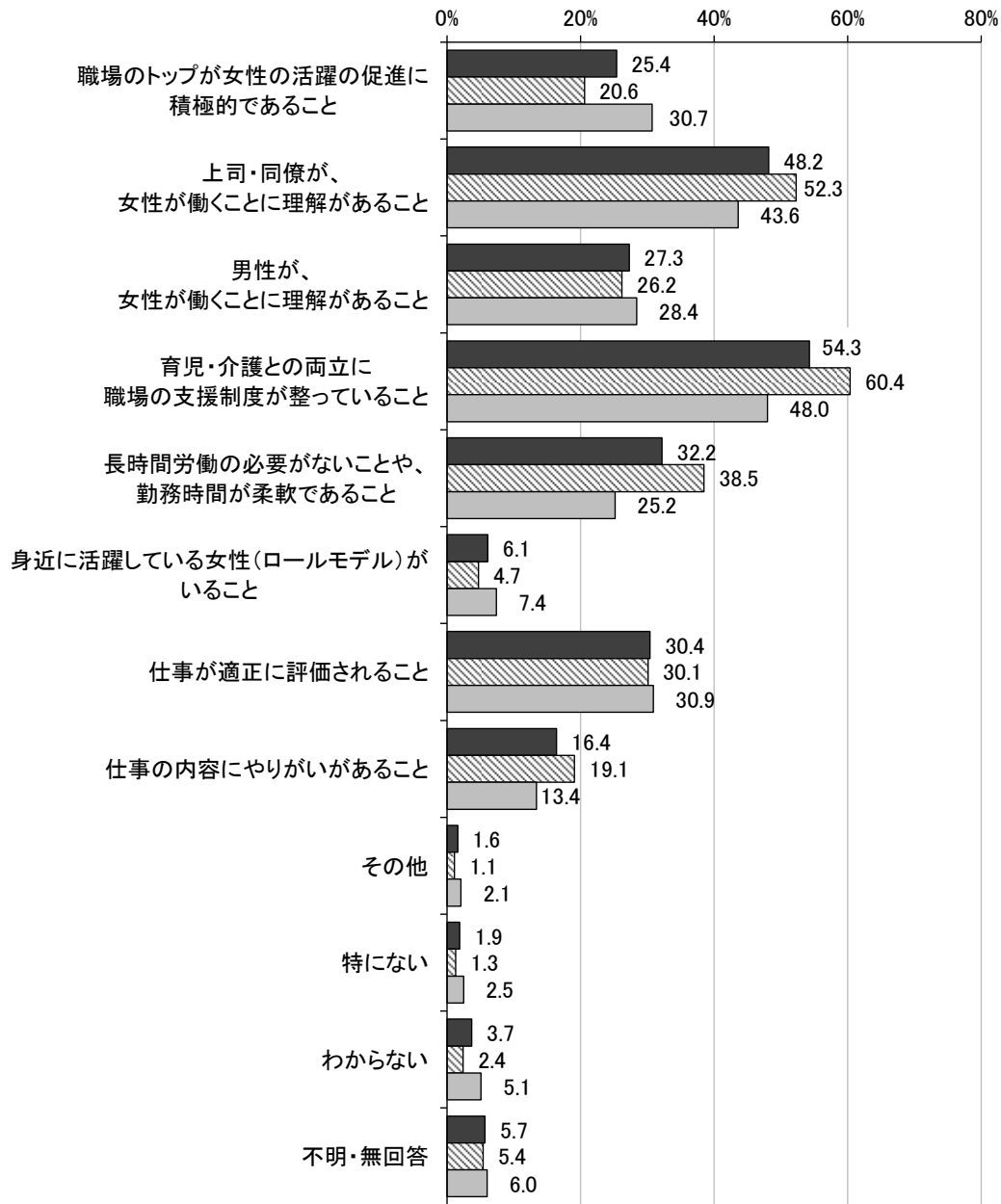
⑥ 女性が仕事をもつことについて

女性が仕事をもつことについて、令和2年度では、「ずっと仕事を続ける方がよい」が43.9%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が29.9%となっています。平成23年度（前回調査）と比較すると、平成23年度では最も割合が高かった「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が15.5ポイント減少しています。



⑦ 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なことについて

女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要だと思うことについて、全体・男女それぞれにおいて、「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」が最も高く、次いで「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」となっています。

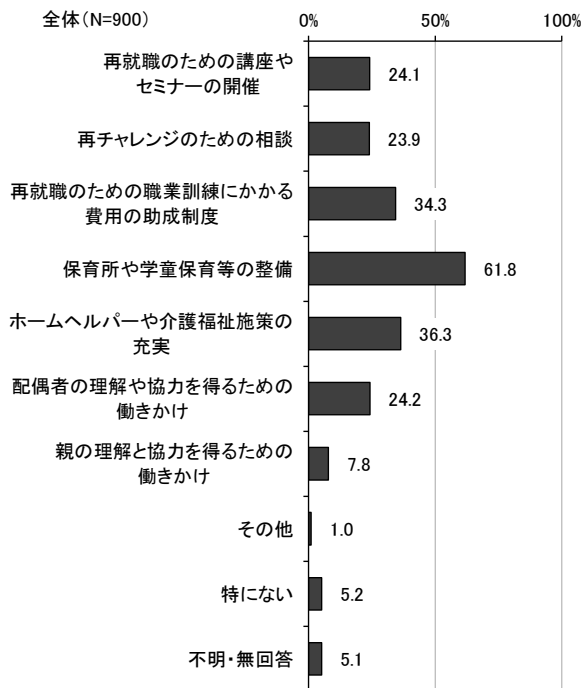


■ 全体 (N=900) ▨ 女性 (N=465) □ 男性 (N=433)

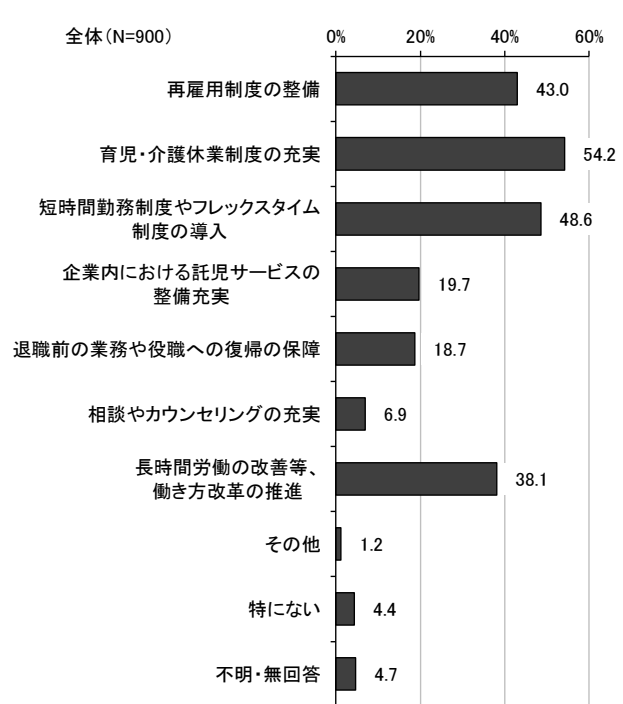
⑧ 女性が再就職等を希望する際の支援等について

子育て、介護、家事等のために一旦仕事をやめた女性が再就職等を希望する際の支援等について、行政に求めることとしては、「保育所や学童保育等の整備」が61.8%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや介護福祉施策の充実」が36.3%となっています。企業に求めることとしては、「育児・介護休業制度の充実」が54.2%と最も高く、次いで「短時間勤務制度やフレックスタイム制度の導入」が48.6%となっています。

【行政に求めること】



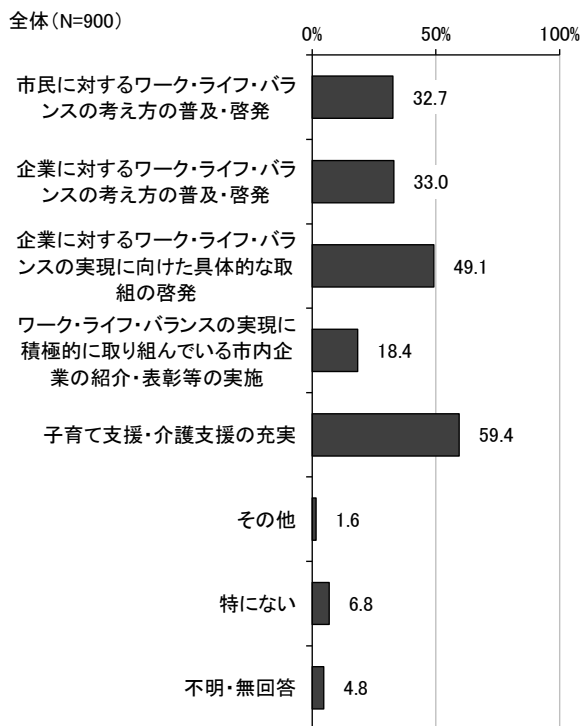
【企業に求めること】



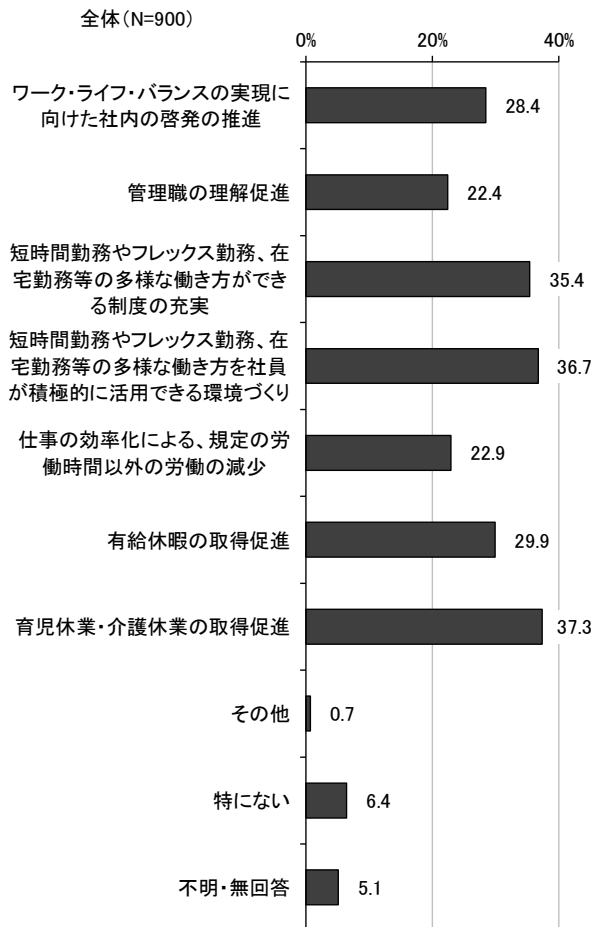
⑨ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた暮らしのために
求めることについて

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた暮らしのために、行政に求めることとしては、「子育て支援・介護支援の充実」が59.4%と最も高く、次いで「企業に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な取組の啓発」が49.1%となっています。企業に求めることとしては、「育児休業・介護休業の取得促進」が37.3%と最も高く、次いで「短時間勤務やフレックス勤務、在宅勤務等の多様な働き方を社員が積極的に活用できる環境づくり」が36.7%となっています。

【行政に求めること】

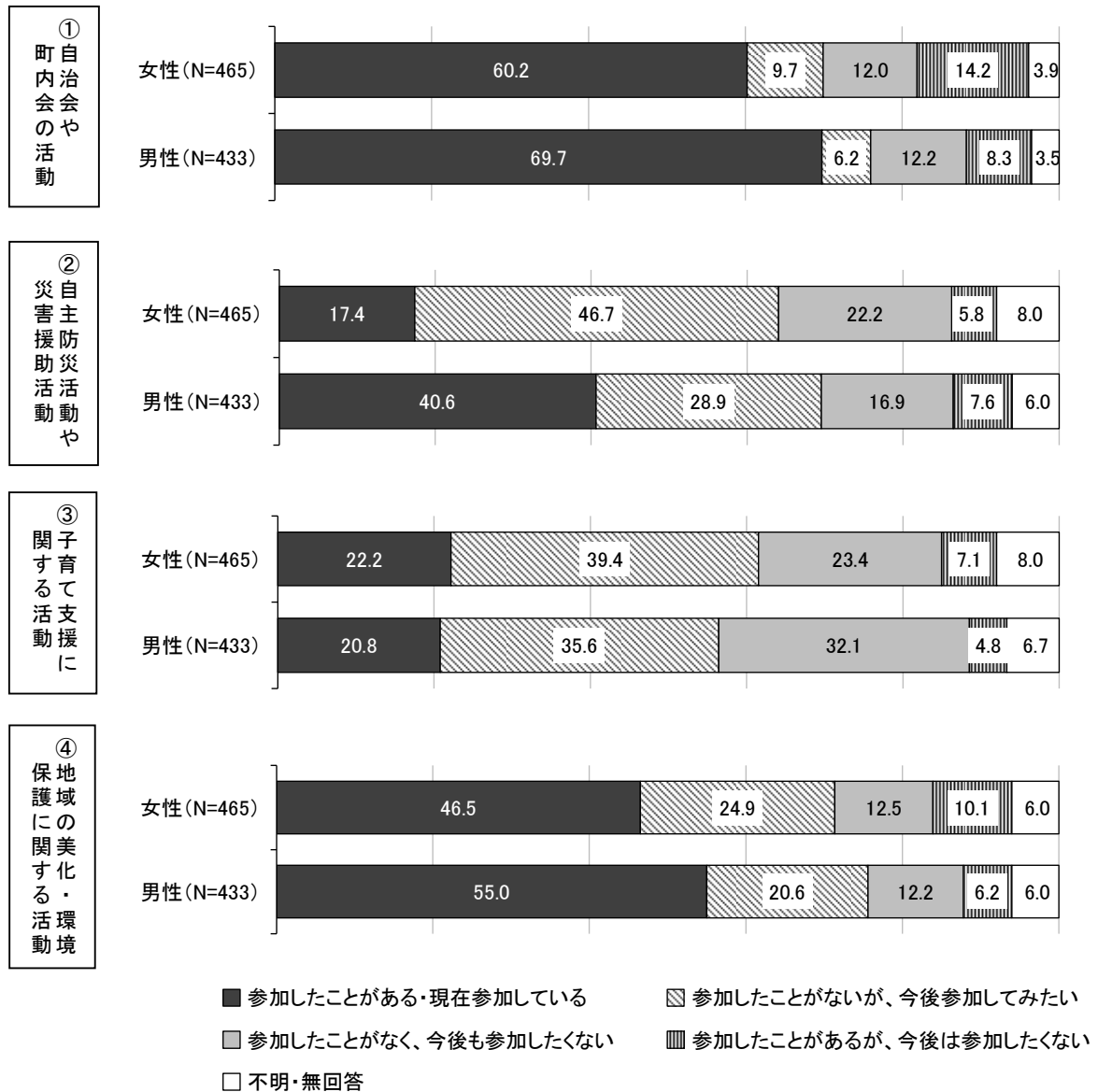


【企業に求めること】



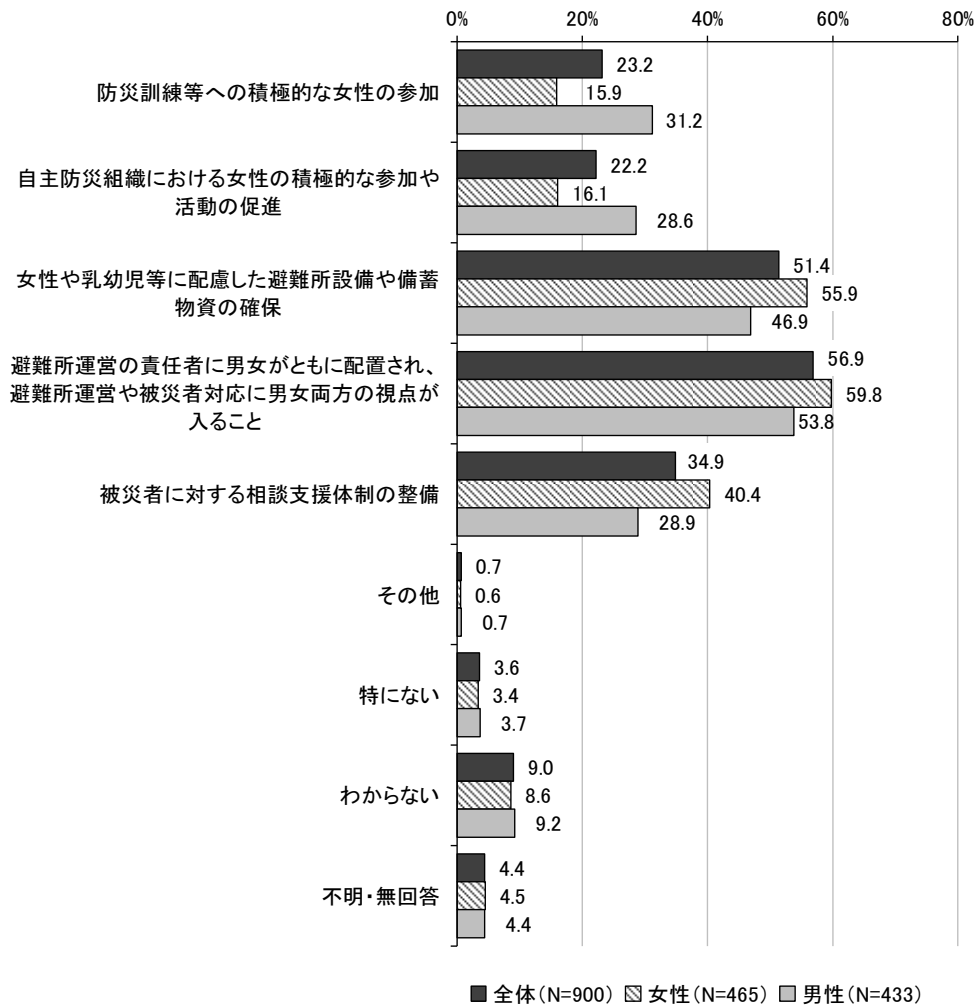
⑩ 地域活動への参加状況について

地域活動への参加状況について、性別で見ると、「参加したことがある・現在参加している」は《③子育て支援に関する活動》を除いて、男性の方が高くなっています。「参加したことがある・現在参加している」と回答した女性は《①自治会や町内会の活動》では約6割、《②自主防災活動や災害援助活動》《③子育て支援に関する活動》では約2割、《④地域の美化・環境保護に関する活動》では4割台半ばとなっています。



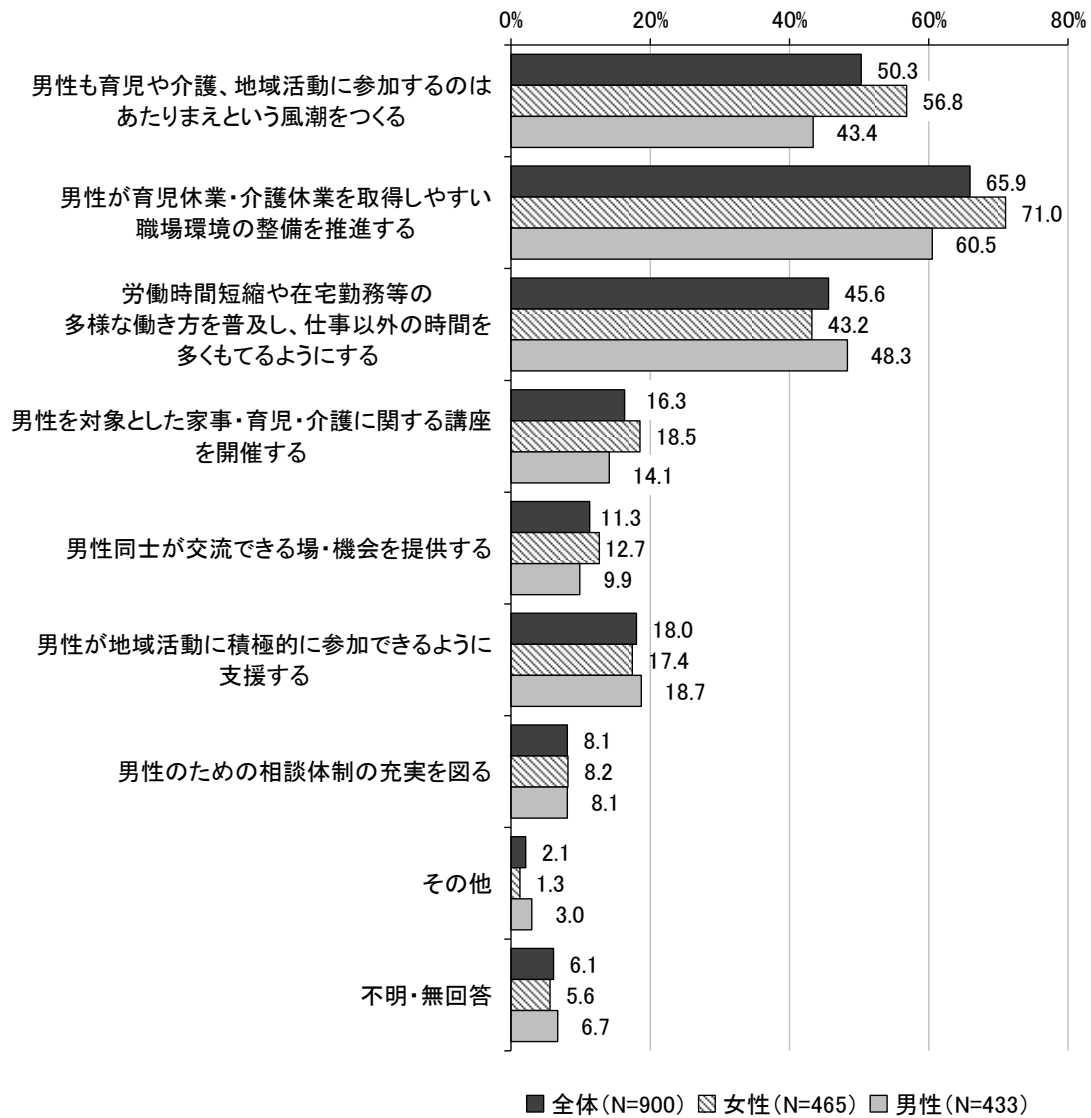
① 防災・災害復興対策について

防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点から必要なことについて、全体・男女それぞれにおいて、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が最も高く、次いで「女性や乳幼児等に配慮した避難所設備や備蓄物資の確保」となっています。



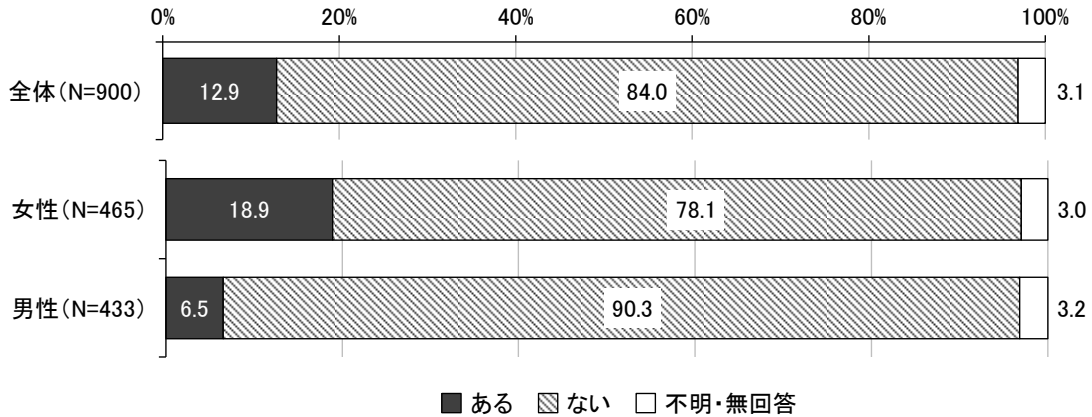
⑫ 男性が育児や介護、地域活動を担うために有効なことについて

男性が育児や介護、地域活動を担うために有効なことについて、全体・男女それぞれにおいて、「男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を推進する」が最も高くなっています。次いで、全体・女性では「男性も育児や介護、地域活動に参加するのはあたりまえという風潮をつくる」、男性では「労働時間短縮や在宅勤務等の多様な働き方を普及し、仕事以外の時間を多くもてるようにする」となっています。

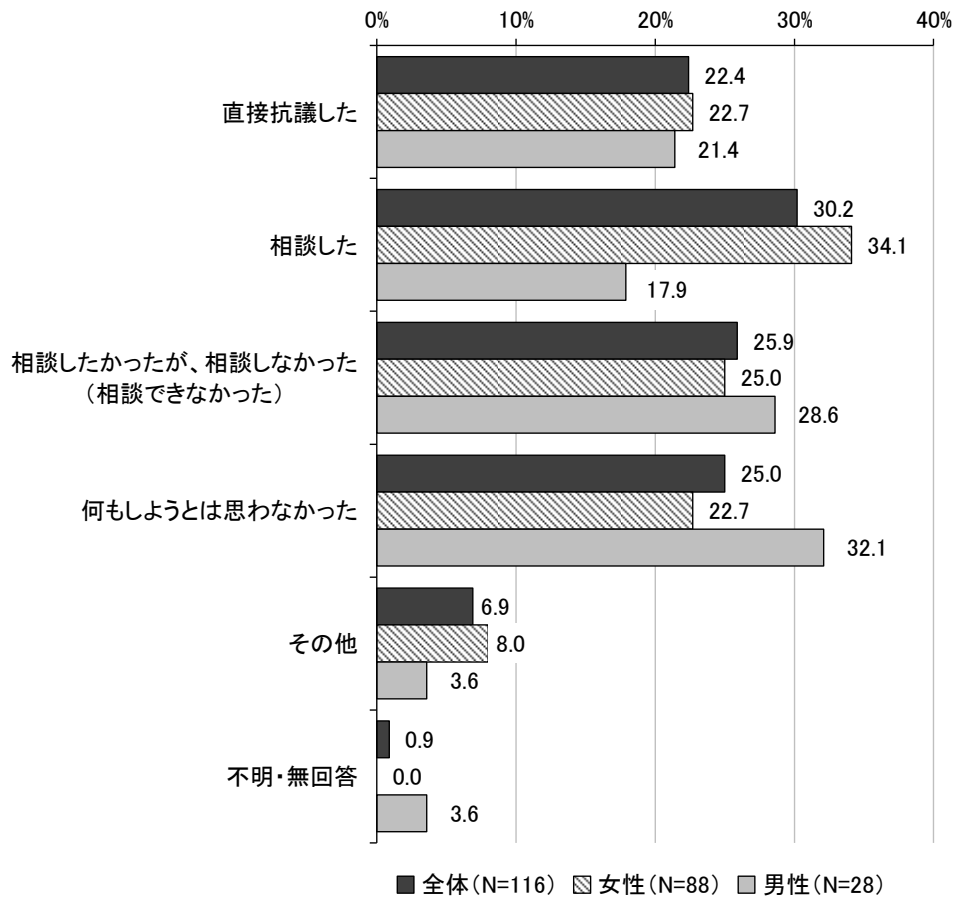


⑬ セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントにあったことがある人は、全体では12.9%となっています。女性では18.9%、男性では6.5%となっています。

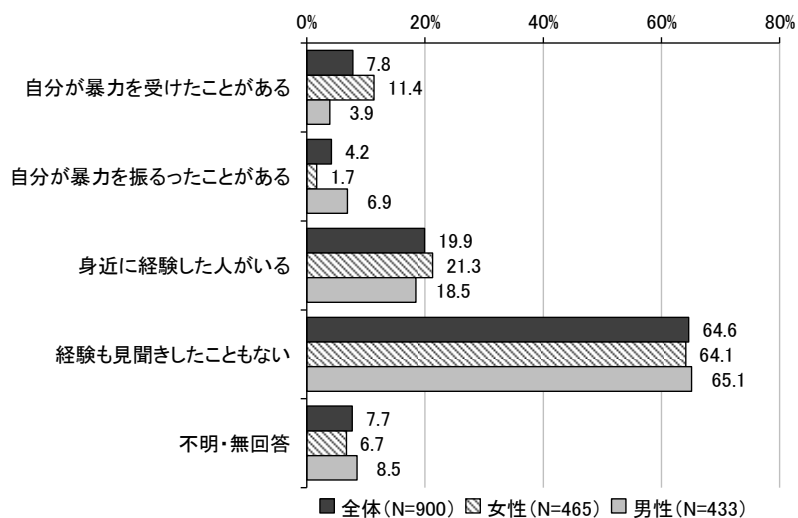


セクシュアル・ハラスメントにあったことがある人の対応について、全体では「相談したが、相談しなかった（相談できなかった）」は25.9%、「何しようとは思わなかった」は25.0%となっています。

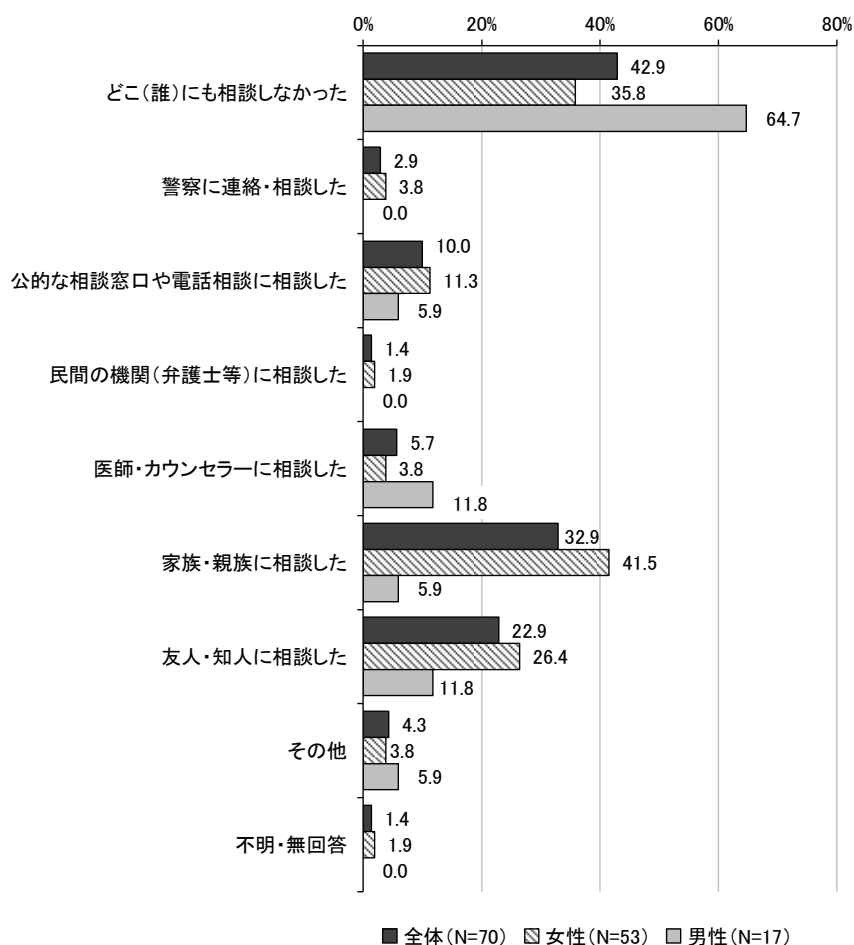


⑭ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

DVを受けたことがある人は、全体では7.8%となっています。女性では11.4%、男性では3.9%となっています。



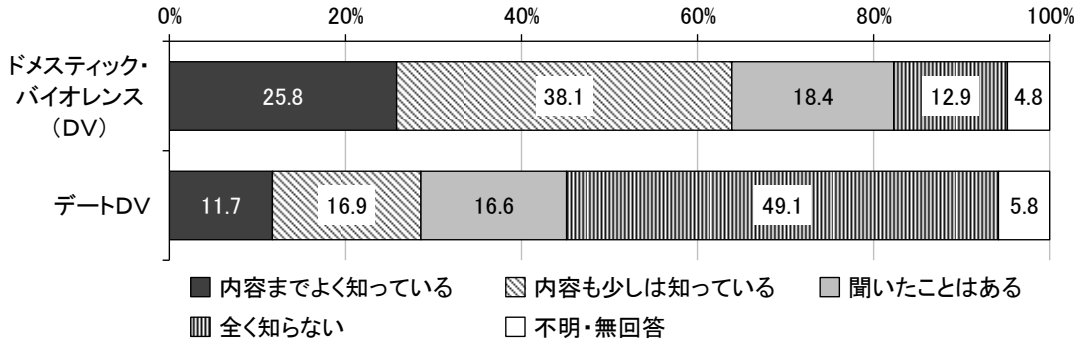
DVを受けたことがある人の対応について、全体では「どこ（誰）にも相談しなかった」が42.9%と最も高くなっています。



⑮ DV、デートDVの認知度について

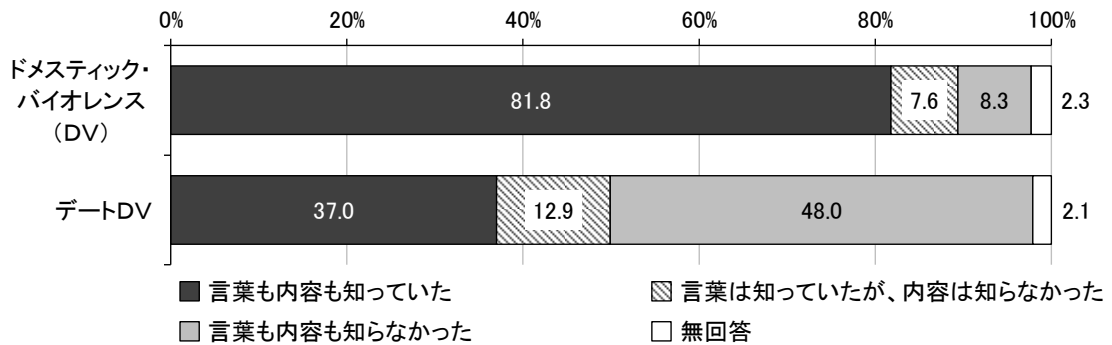
DVの認知度（「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」の合計）は6割台半ばとなっています。デートDVの認知度は3割を下回っており、「全く知らない」が5割近くとなっています。

全体(N=900)



【参考：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）】

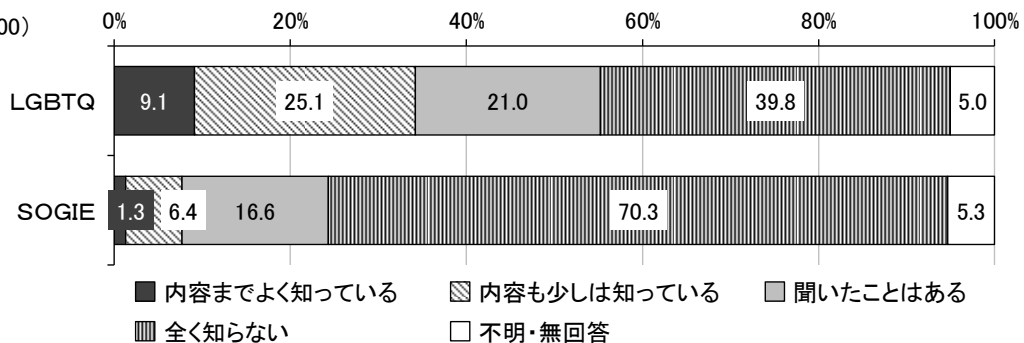
平成28年度(N=435)



⑯ LGBTQ・SOGIEの認知度について

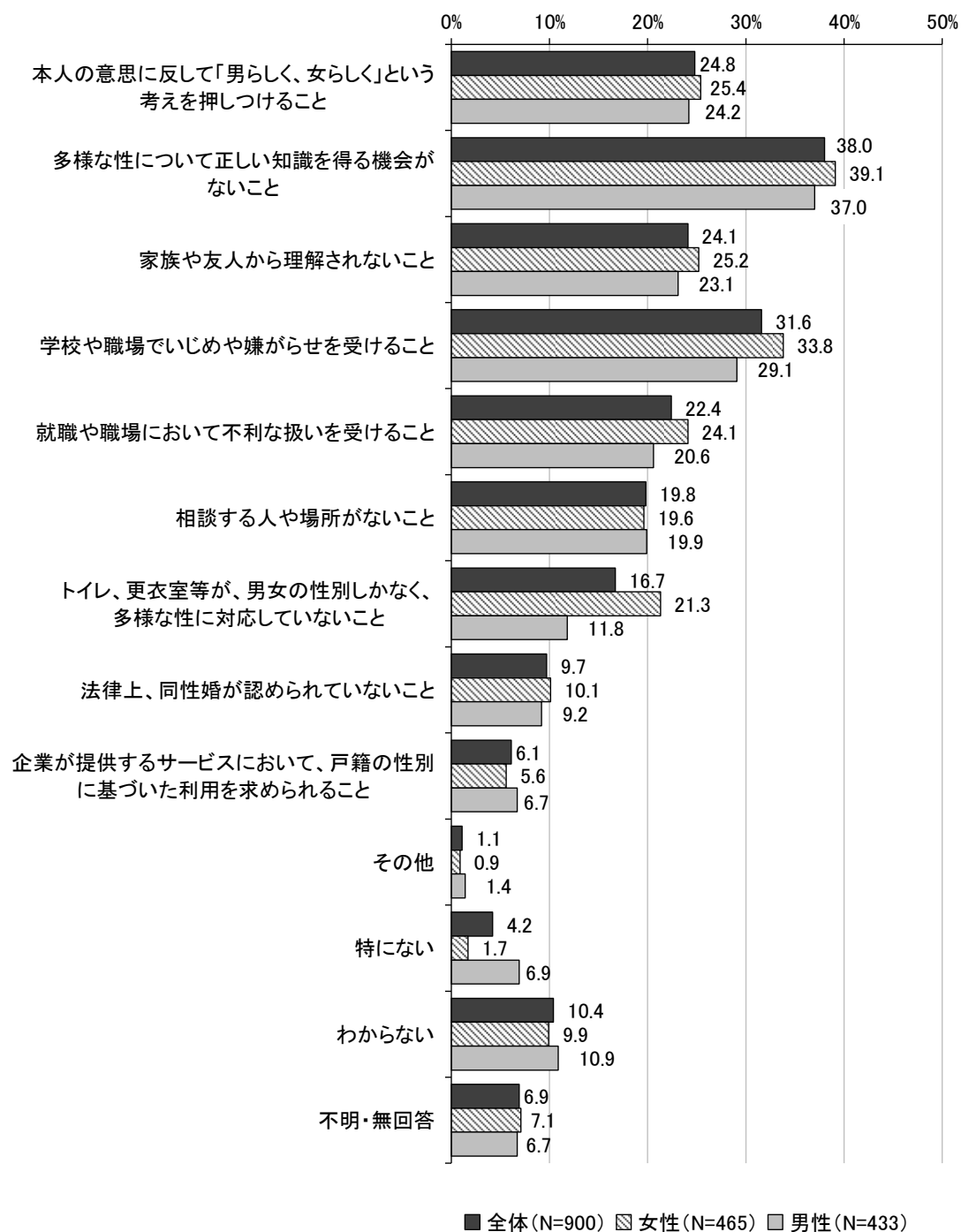
LGBTQの認知度は3割台半ば、SOGIEの認知度は1割を下回っています。

全体(N=900)



⑰ 多様な性への理解について

多様な性への理解において、特に課題だと思うことについて、全体では「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が38.0%と最も高く、次いで「学校や職場でいじめや嫌がらせを受けること」が31.6%となっています。



⑱ 男女共同参画社会の実現に向けて、市が特に力を入れるべきことについて

男女共同参画社会の実現に向けて、市が特に力を入れるべきだと思うことについて、30歳未満では「採用・昇進・賃金等、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する」、30歳代では「育児・保育に関する制度・施設を充実する」、40歳以上では「高齢者・障がい者の介護制度・施設を充実する」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	さまざまな媒体を活用して、男女共同参画社会を推進するための広報・啓発を行う	学校で男女の性別にこだわらない教育や進路指導をする	家庭で男女の性別にこだわらない子育てがなされるように啓発する	女性の自立を進める講座等の学習機会を増やす	男性向けに家庭生活や地域の活動に関わるような学習機会を増やす	地域活動において男女共同参画の視点が定着するように団体等への支援を行う	採用・昇進・賃金等、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する	女性の再就職のための学習・訓練・相談等の機会を増やす
全体	900 100.0	324 36.0	373 41.4	195 21.7	123 13.7	162 18.0	219 24.3	441 49.0	235 26.1
19歳以下	14 100.0	2 14.3	9 64.3	4 28.6	0 0.0	3 21.4	0 0.0	10 71.4	4 28.6
20歳代	70 100.0	23 32.9	30 42.9	18 25.7	10 14.3	17 24.3	9 12.9	40 57.1	25 35.7
30歳代	104 100.0	22 21.2	52 50.0	30 28.8	21 20.2	18 17.3	20 19.2	53 51.0	36 34.6
40歳代	150 100.0	50 33.3	65 43.3	28 18.7	23 15.3	35 23.3	34 22.7	75 50.0	32 21.3
50歳代	136 100.0	51 37.5	56 41.2	26 19.1	17 12.5	23 16.9	30 22.1	72 52.9	41 30.1
60歳代	263 100.0	118 44.9	100 38.0	57 21.7	38 14.4	46 17.5	78 29.7	130 49.4	63 24.0
70歳以上	161 100.0	57 35.4	60 37.3	32 19.9	14 8.7	20 12.4	46 28.6	59 36.6	34 21.1

上段:件数 下段:%	合計	働き方改革を推進し、生活に関わる時間をつくるように企業や事業主に啓発する	女性の健康づくりや、体と心に関する各種相談を充実する	高齢者・障がい者の介護制度・施設を充実する	育児・保育に関する制度・施設を充実する	配偶者等からの暴力を受けている被害者の支援を充実する	さまざまなハラスメントに対する相談体制と防止に向けた啓発を充実する	児童虐待や高齢者虐待に対する相談体制と防止に向けた啓発を充実する	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進する
全体	900 100.0	411 45.7	185 20.6	504 56.0	382 42.4	163 18.1	259 28.8	228 25.3	197 21.9
19歳以下	14 100.0	7 50.0	2 14.3	7 50.0	8 57.1	5 35.7	4 28.6	5 35.7	2 14.3
20歳代	70 100.0	30 42.9	17 24.3	30 42.9	37 52.9	19 27.1	22 31.4	16 22.9	21 30.0
30歳代	104 100.0	54 51.9	30 28.8	43 41.3	56 53.8	25 24.0	32 30.8	27 26.0	25 24.0
40歳代	150 100.0	71 47.3	28 18.7	84 56.0	71 47.3	27 18.0	44 29.3	30 20.0	33 22.0
50歳代	136 100.0	60 44.1	32 23.5	82 60.3	52 38.2	25 18.4	41 30.1	32 23.5	35 25.7
60歳代	263 100.0	128 48.7	59 22.4	168 63.9	114 43.3	47 17.9	80 30.4	80 30.4	60 22.8
70歳以上	161 100.0	59 36.6	17 10.6	89 55.3	42 26.1	15 9.3	35 21.7	37 23.0	21 13.0

上段:件数 下段:%	合計	市の男女共同参画推進のための施策の進捗状況を市民に知らせる	市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進する	男女共同参画社会の推進に向け、市が率先した取組を行う	男女共同参画社会推進のための拠点施設の充実を図る	その他	特にない	不明・無回答
全体	900 100.0	262 29.1	206 22.9	296 32.9	149 16.6	4 0.4	26 2.9	106 11.8
19歳以下	14 100.0	5 35.7	3 21.4	3 21.4	5 35.7	0 0.0	0 0.0	1 7.1
20歳代	70 100.0	16 22.9	16 22.9	21 30.0	10 14.3	0 0.0	2 2.9	8 11.4
30歳代	104 100.0	27 26.0	23 22.1	27 26.0	14 13.5	1 1.0	5 4.8	9 8.7
40歳代	150 100.0	40 26.7	30 20.0	47 31.3	24 16.0	1 0.7	4 2.7	17 11.3
50歳代	136 100.0	41 30.1	35 25.7	46 33.8	21 15.4	1 0.7	4 2.9	13 9.6
60歳代	263 100.0	87 33.1	72 27.4	92 35.0	53 20.2	0 0.0	7 2.7	24 9.1
70歳以上	161 100.0	45 28.0	27 16.8	58 36.0	20 12.4	1 0.6	4 2.5	34 21.1

3 第二次プランの進捗状況

基本目標1 市民一人一人の人権が尊重されるふるさと加西の創造

基本目標1の事業・取り組み等について、形を変えて実施している「男女共同参画フォーラムの開催」も含めてそれぞれの事業・取り組みを実施しており、今後も継続予定です。

今後は、市民出前講座の周知、利用促進やフォーラム等への参加者の増加、若年層の参加促進等の取り組みの強化を図るとともに、男女共同参画フォーラムに代わる啓発事業の推進を図ることが必要です。

基本課題	施策の基本的方向	事業・取り組み等	進捗
家庭・地域・行政・企業における人権啓発の推進	男女平等の視点による人権尊重の啓発	男女共同参画フォーラムの開催	形を変えて実施
		多文化共生事業の実施	実施
		フィルムフォーラム	実施
	メディアを通じた人権尊重	ICTメディアリテラシーの推進	実施
		啓発誌「まちかど」の発刊	実施
	家庭・地域・行政・企業における人権意識啓発の推進	出前講座（男女共同参画推進）の実施	実施
		まちかどフォーラム・地区人権学習会の開催	実施
		人権文化をすすめる市民のつどいの開催	実施
	参画の推進と生涯学習における人権学習の充実	学校における人権教育の推進	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成とそれに基づく指導の充実
多文化共生にかかわる交流や体験活動の充実			実施
子どもに関わる専門職の研修		幼保研修における人権教育プログラムの実施	実施
		人権感覚を常に磨くための教職員研修の充実	実施
生涯学習分野における人権学習の充実		市民出前講座の開設	実施
		高齢者学級等生涯学習における人権学習の充実	実施

基本目標2 誰もがいきいきと働ける社会システムづくり

基本目標2の事業・取り組み等について、「形を変えて実施」の事業・取り組み等は、県の男女共同参画センターやハローワークと連携した事業の実施、代替事業の検討を行ってきました。

今後は、ポストコロナ時代を見据えた事業の実施に向けた検討や働き方の変化に伴う支援の推進が必要です。

基本課題	施策の基本的方向	事業・取り組み等	進捗
男女がともに豊かに働ける社会の形成	男女の均等な雇用機会・待遇の確保と職場でのハラスメント防止の推進	女性就労支援センターの設置 (雇用問題に関する女性相談の強化、再就労相談、再就職セミナー)	形を変えて実施
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の奨励	加西市ワーク・ライフ・バランス企業表彰制度の創設	形を変えて実施
		市役所におけるワーク・ライフ・バランスの積極的な取り組み	実施
		加西市特定事業主行動計画の評価・改善	実施
	職場での健康管理と母性保護の徹底	女性のための健康講座の実施	実施
		妊婦健康診査助成事業	実施
		すべての利用者の保育料負担の軽減	実施
		母子保健事業を通じた飲酒・喫煙防止強化	実施
		母子保健事業を通じた「食育」の推進	実施
		不妊治療に係る支援	実施
		個別乳がん検診(加西病院)の開始	実施
	妊婦後期健康診査助成事業	実施	
	一人一人の望む働き方が実現できる環境づくり	SOHO、シェアードオフィスの整備	子育て中の女性に配慮したシェアードオフィスの整備
女性の能力開発の推進		女性のためのスキルアップ講座の実施	実施
		女性起業家セミナーの実施	実施
女性起業家支援・管理職登用の推進		女性起業家育成プログラムの実施	形を変えて実施
		女性起業家向けのクラウドファンドへのサポート事業の実施	実施
		様々な産業への女性の参画の推進	実施
仕事と育児の両立サポート		学童保育、放課後子ども教室の充実	実施
		病児・病後児保育の拡充	実施
	夏季預かり保育、緊急一時保育の拡充	実施	
	ファミリーサポート事業	実施	

基本目標3 男女がともに築く家庭生活と地域社会

基本目標3の事業・取り組み等について、育児・介護支援や防災、まちづくりへの女性の参画、安心して心身ともに健康に暮らせる地域づくりに向けた事業・取り組みは概ね進められてきていますが、男性の家庭参画支援やあらゆる分野での女性活躍に向けた事業・取り組みは未実施となっています。

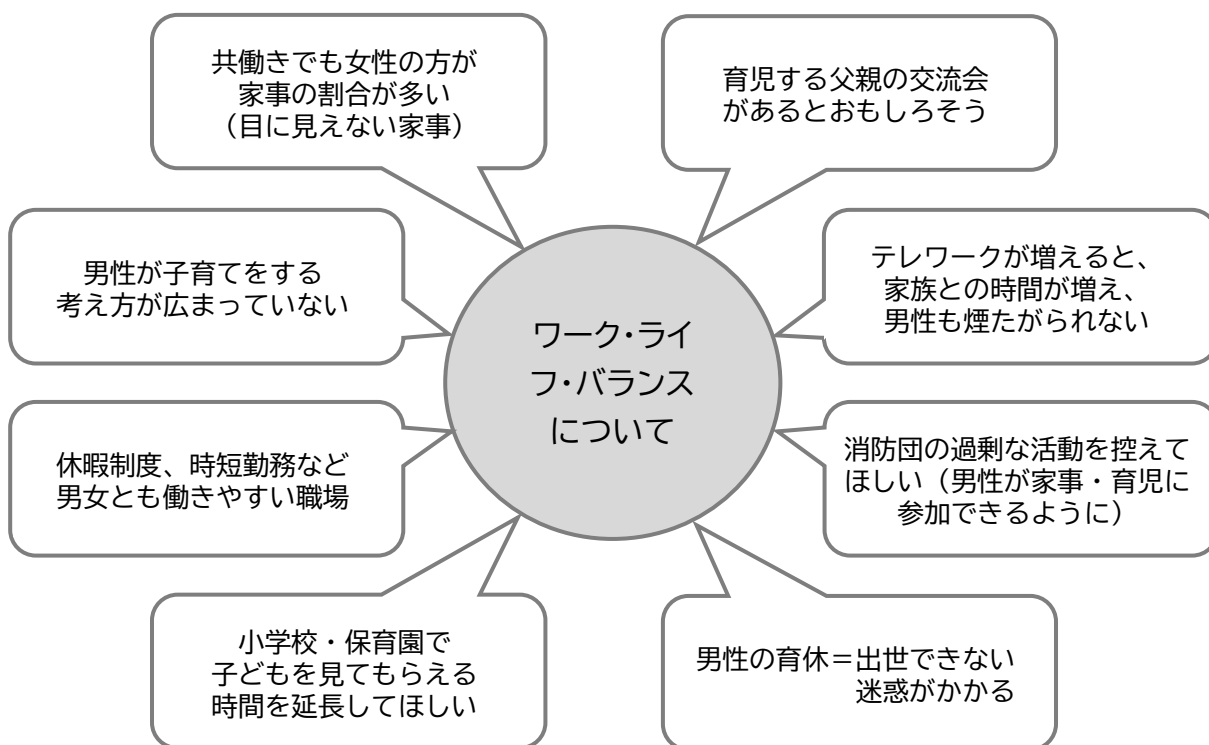
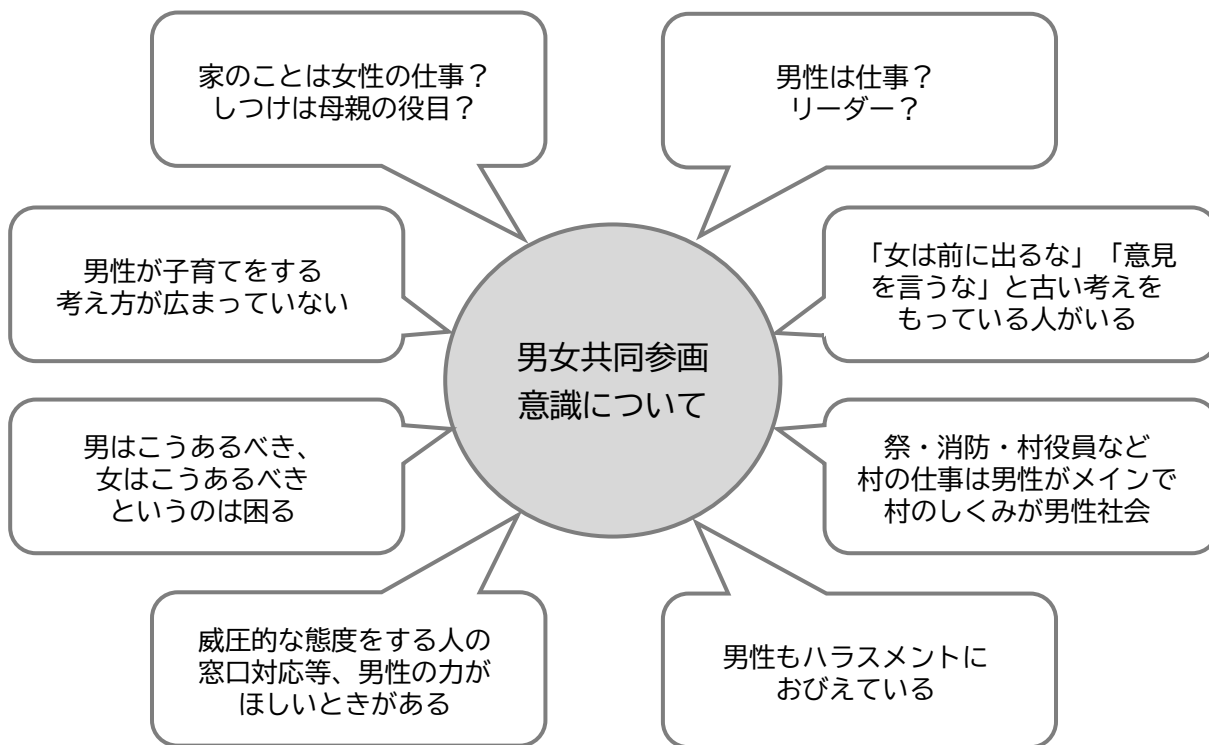
今後は、各事業・取り組みの精査を行っていくとともに、男性の家庭参画支援や育休取得支援、女性リーダーの育成支援等取り組みの推進が必要です。

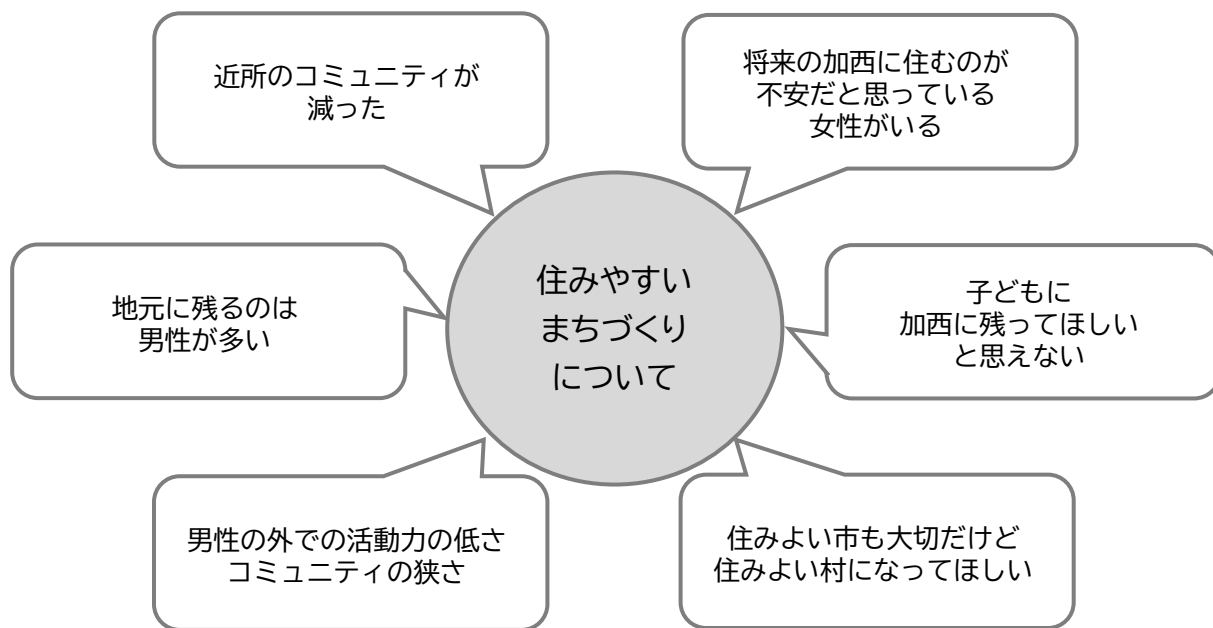
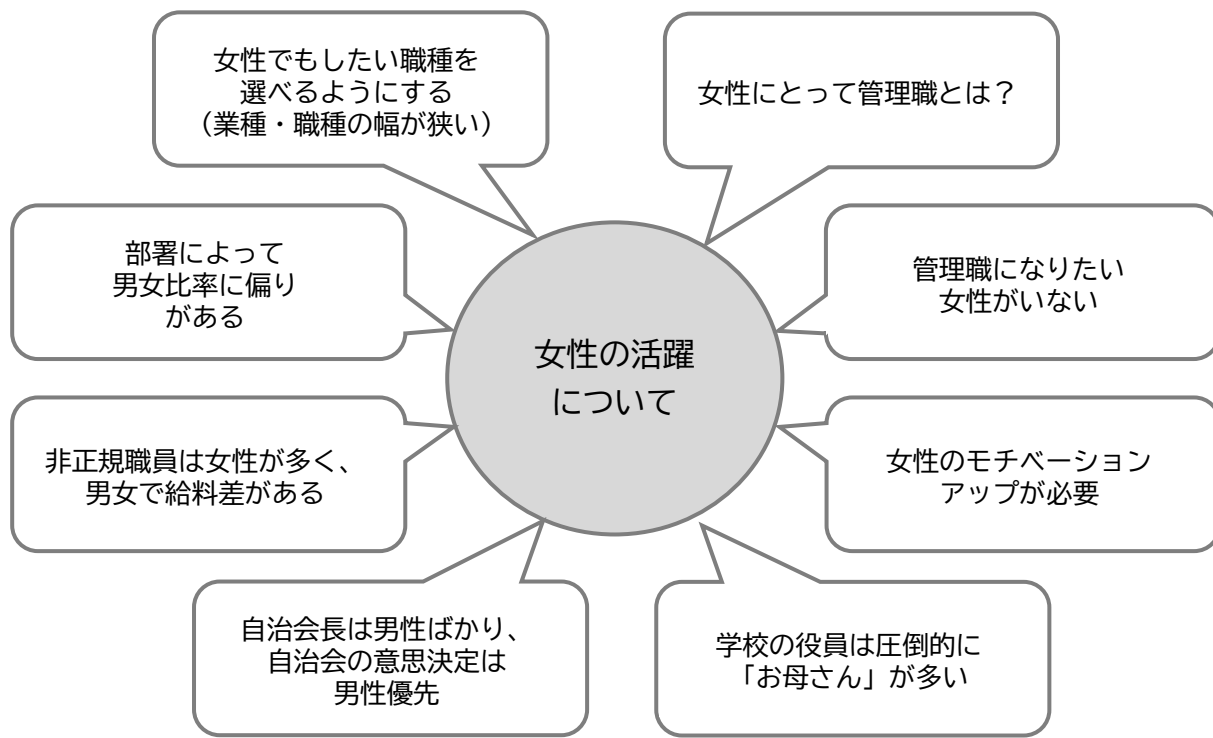
基本課題	施策の基本的方向	事業・取り組み等	進捗	
地域・家庭生活における男女共同参画の推進	育児・介護支援の充実	小児科救急医療体制の充実促進	形を変えて実施	
		下水道基本料金免除 (第三子以上の子どもがいる世帯)	実施	
		乳幼児を抱える家庭の 避難対策の充実	食料、物資の備蓄等	実施
			避難対策	未実施
			緊急時の支援体制	実施
		関係機関との事業間連携を高めた 特別支援児対策	実施	
		子育て世帯向け家庭ごみ有料指定袋無料引換券配布事業	実施	
		すくすく子育て相談窓口の利用促進と 訪問指導の充実	実施	
		家事、育児・介護等への男性参画の促進 (パパママクラブほか)	実施	
		ショートステイ、一時保育事業	実施	
		小地域ネットワークシステムによる 福祉づくり事業(あったか班、いきいき委員会、 はつらつ委員会、ふれあいいきいきサロン)	形を変えて実施	
		介護予防自立支援事業	実施	
		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	実施	

基本課題	施策の基本的方向	事業・取り組み等	進捗
地域・家庭生活における男女共同参画の推進	男性にとっての男女共同参画の推進	男性向けの育児・家事支援講座の実施	未実施
		子育てサポートメンズクラブの開設	未実施
	防災、まちづくりへの女性の参画の推進	女性チャレンジ助成金事業	実施
		市町防災計画会議への女性委員の参画	実施
		学校安全対策・登下校時の安全対策の推進	実施
		インターネット・携帯電話など有害情報対策の促進（かさい防災ネット）	実施
災害時要援護者登録制度	実施		
安心して心身ともに健康に暮らせる地域づくり	市民の心身の健康保持と増進	健康増進センターの運営	実施
		町ぐるみ健診事業	実施
		各種検診事業	実施
		健康教育	実施
		健康相談	実施
		運動指導	実施
	あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み	暴力防止フォーラムの実施	実施
		学校でのDV防止啓発事業	実施
		要保護児童対策地域協議会の開催	実施
		DV相談窓口	実施
		児童虐待防止啓発	実施
	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「子育てバリアフリー」に関する啓発の充実	実施
		高齢者・障がい者の外出支援サービスの充実	実施
		障がい者（児）相談支援センター事業	実施
	の野あ 社会へ 進める 女性分	政策方針決定過程への女性の参画	各種審議会、委員会への調査及び勧告
市民公益活動、NPO活動への女性参画		男女共同参画センターにおける男女共同参画推進グループ及び女性グループの登録制度の運営	未実施

4 ワークショップの結果

本プランの策定にあたり、ワークショップを実施し、本市の抱える男女共同参画計画に関する課題等を話し合いました。主な内容は以下の通りです。





■当日の様子



5 本市における課題

課題1 男女共同参画意識の一層の浸透

前回のアンケート調査結果と比較すると、固定的な性別役割分担に反対する意見が増加しており、性別役割分担に関する意識の変化が見受けられます。また、子どもをどう育てていくべきかについても、「女の子も男の子もこだわりなく育てた方がよい」という意見が増えています。

そのような変化の一方で、日常生活での役割分担においては偏りがあることがアンケート調査やワークショップの結果から明らかになりました。また、政治の場や社会通念・慣習・しきたり等において男女平等を感じている人の割合は1割程度と低くなっています。男女ともに活躍できる社会を目指すために、あらゆる分野における男女共同参画意識の一層の浸透が必要です。

課題2 誰もがいきいきと働くための支援体制の充実

女性が仕事をもつことについて、前回策定時から意識の変化が見られ、アンケート調査結果では「ずっと仕事を続ける方がよい」という意見が多数派となっていますが、家庭内では依然、女性が育児や介護の役割を担うことが多いことがわかっています。更にワーク・ライフ・バランスの推進に向けて企業に求めることとして、育児・介護休業の取得促進や多様な働き方ができる環境づくりを求める意見が多くなっています。

誰もがいきいきと働くことのできる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方ができる環境整備等を行っていくとともに、様々なハラスメント防止、女性のキャリアアップ支援等の包括的な支援が必要です。

課題3 地域活動や政治等への女性の参画

アンケート調査結果から地域活動等への女性の参加状況が男性より低いことが伺えることに加え、審議会等委員への女性登用状況、防災会議への女性委員の登用状況はいずれも県内29市の中で最下位となっています。また、本市の女性議員は現在1人のみとなっています。

男女共同参画社会を実現するには、家庭、職場だけでなく、防災等の地域活動の場や政治の場においても女性の活躍を支援し、性別に関わらず意見が反映されるようなしくみづくりが必要です。

課題4 暴力の防止や多様な性への理解促進

アンケート調査結果からは、DVを受けたことがある女性は全体の1割強であることがわかりました。また、DVを受けたことがある人の約43%が相談しなかったことが明らかとなっており、暴力の撲滅とともに被害者が助けを求めることができるよう支援体制の整備が必要です。また、前回のアンケート調査結果と比較すると、DVやデートDVの認知度に大きな変化はなく、あらゆる暴力の撲滅に向けた周知啓発が一層重要であると考えられます。

更に、アンケート調査からは多様な性に関する認知度の低さも明らかになっていることから、社会全体において様々な性のあり方に関する理解促進が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

誰もが互いに尊重し合い、 輝くふるさと加西

これまで本市では、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、個性を認め、男女が対等な立場でその能力と個性を發揮できるような男女共同参画社会の実現を目指してきました。今後も一人ひとりの多様なあり方を尊重し、社会におけるあらゆる場面において男女共同参画の実現を目指し、施策の推進に努めます。

本プランにおいては、第二次プランの基本理念を踏まえるとともに、男女や多様な性のあり方も含め、性別に関わらず誰もがいきいきと活躍する地域の実現を願い、基本理念を「誰もが互いに尊重し合い、輝くふるさと加西」と定めます。

2 基本目標

本プランでは、基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、輝くふるさと加西」の実現に向けて、困難を抱える人に寄り添っていくことを基本にしながら、めいめいの価値観を大切に、仕事、家庭、地域における各分野での取り組みについて、以下の5つを基本目標として設定し、推進を図ります。

基本目標 1

誰もが尊重され、自分らしく生きることのできる共同参画社会の構築

男女共同参画社会を実現するには、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個々の価値観や人権を尊重し合えることが大切です。家庭、地域、職場、学校等、あらゆる場面で様々な媒体を活用し、男女共同参画についての意識啓発を推進します。また、男女共同参画の啓発を人権への理解を深める機会としてとらえ、一人ひとりの個性や価値観、人権を尊重し合える地域づくりを推進します。

基本目標 2

ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい環境づくり

少子高齢化が進行する現代においては、地域や社会において男女ともに活躍することが求められています。人々の意識においても、共働きや女性のキャリアの継続が望まれており、これらを実現するためには、仕事と生活の調和がとれた働き方の推進が欠かせません。性別に関わらず、それぞれの望む働き方で仕事や生活の両立を図り、能力を活かして活躍することができるよう環境整備を行うとともに、妊娠・出産・育児・介護等の支援の充実を図り、ライフステージに応じた働き方が実現できるよう取り組みの推進を図ります。

基本目標 3

性別に関わらずあらゆる場で活躍できる支援体制の整備

家庭や職場だけでなく、政治の場や地域活動等、あらゆる場において男女の活躍が求められています。特に、近い将来に発生が予想される大規模災害に備え、防災における男女共同参画の視点の浸透が求められています。固定的な性別役割分担意識を解消し、職業・役割や地位における性別の偏りの解消に努め、あらゆる場において男女双方の意見を反映することができる取り組みの推進を図ります。

また、女性の社会参画への支援だけでなく、男性にとっての男女共同参画の推進にも取り組めます。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

男女または多様な性のあり方についての理解を浸透させ、あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指すとともに、万が一被害を受けた場合に安心して助けを求めることができ、身の安全が守られるよう支援体制の整備を行います。

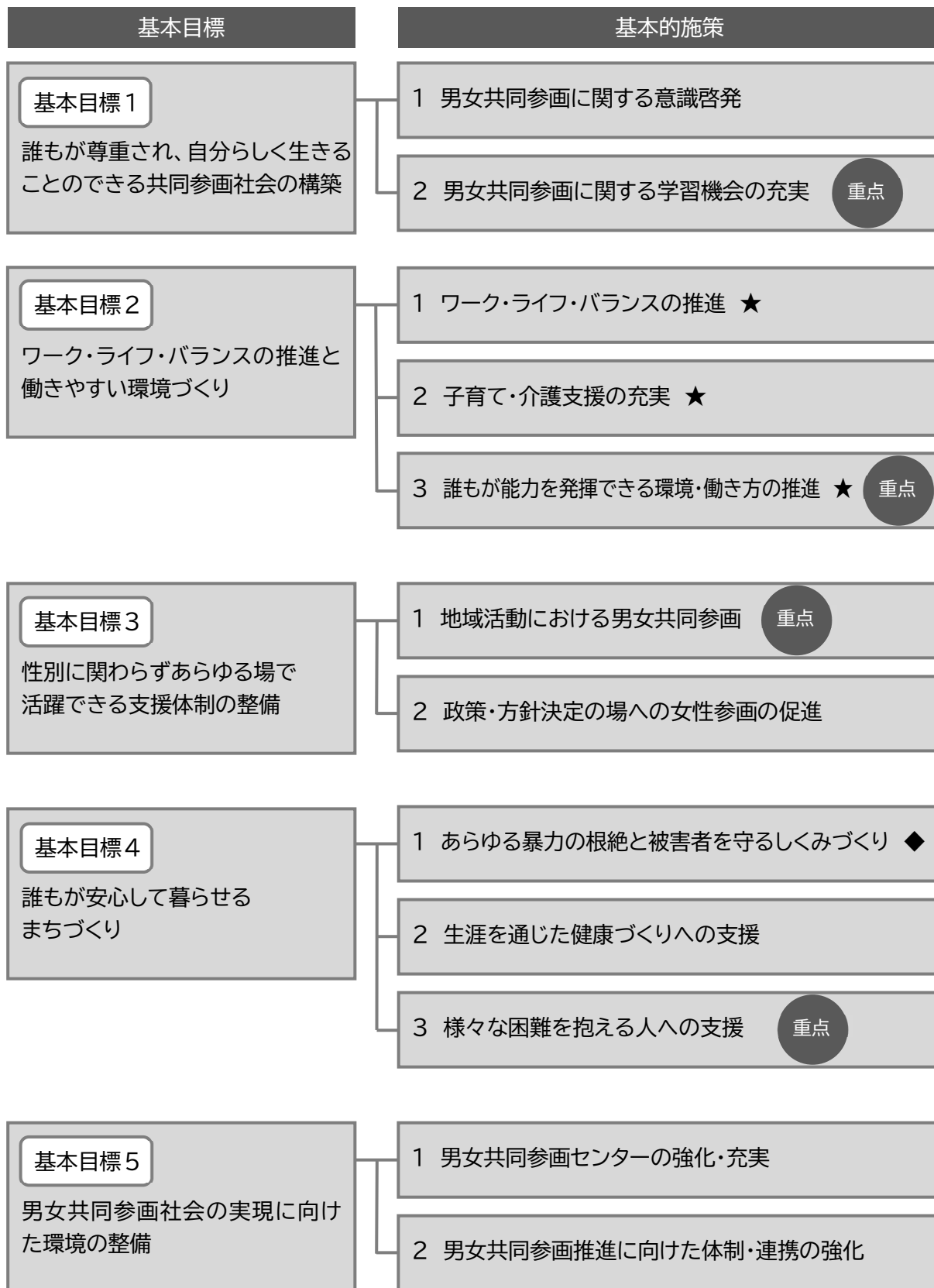
また、暴力やハラスメントだけでなく、生活の中で様々な困難を抱えている人への支援体制の充実や強化を目指し、市民が困りごとを抱え込むことなく、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センターの機能強化や、庁内関係課との連携を強化し、市民、関係団体、事業者等との協働の下、取り組みの推進を図ります。

また、男女共同参画に係る施策の推進にあたっては、国や県等との広域的な連携も必要であるため、国や県等との情報交換を密に行うとともに連携体制の強化を図ります。

3 計画の体系



★…女性活躍推進計画関連施策

◆…DV 対策基本計画関連施策

第4章 主な施策



基本目標1 誰もが尊重され、自分らしく生きることのできる 共同参画社会の構築

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画の啓発を人権への理解を深める機会としてとらえ、男女共同参画の視点による人権啓発事業を推進します。

また、インターネットの普及に伴い、人権侵害や男女の役割を固定化するような表現等が様々なメディアで見られる中、そのような情報を個人が主体的に読み解くとともに、メディアを使って自分の考えを表現していく能力(メディアリテラシー)を身につけられるよう、啓発を進めます。

事業・施策	内容	担当課
男女平等の視点による人権尊重の啓発	○男女共同参画フォーラムや講座、研修等を開催し、男女平等の視点に立った様々な角度から啓発を行います。	ふるさと創造課
	○共生社会の実現に向けて、多文化共生事業を実施します。	
地域における意識啓発の推進	○人権啓発資料「まちかど」を毎年発行し、各町・地域の学習会での活用を促します。	人権推進課
男女共同参画の視点に基づいた広報の実施	○広報やホームページ等における記事掲載等において、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に基づく不適切な表現を点検し、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	ふるさと創造課
メディアリテラシーの向上に向けた啓発の推進	○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。	デジタル戦略課 人権推進課 学校教育課
	○子どもたちが安全にインターネットを使用できるよう、情報モラルを含むメディアリテラシーの育成を図ります。	

(2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

重点

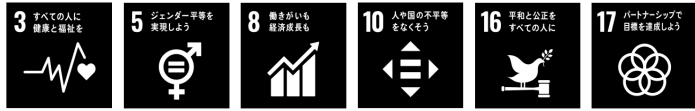
ジェンダー平等を阻害する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するためには、幼少期から性別に基づく固定観念等を生じさせないことが重要です。家庭・学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に立った教育の推進や教職員等に対する研修を実施します。

また、進路指導等においても、子どもたちがジェンダーにとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。

事業・施策	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	○児童生徒へのジェンダー教育や多文化共生に関する教育を推進します。	学校教育課 人権推進課 総合教育センター
	○児童生徒がそれぞれの個性を尊重しつつ、能力を活かすことができるキャリア教育や進路指導の推進を図ります。	
	○子どもを性犯罪や性暴力から守るとともに、それらの加害者とならないよう、教育の推進を図ります。	
保育教諭、教員等に対する男女共同参画意識の向上	○幼少期からの男女共同参画意識を育むため、保育教諭、小中学校教員等に対して、男女共同参画を含む人権に関する研修等を実施します。	こども未来課 学校教育課 人権推進課
	○性的指向や性自認に係る児童生徒への対応についても理解促進を図ります。	
生涯学習分野における人権学習の充実	○出前講座の実施やまちかどフォーラム・地区人権学習会、人権文化をすすめる市民のつどい、高齢者学級等の開催を通じて、地域における人権学習機会の充実を図ります。	ふるさと創造課 人権推進課 生涯学習課

成果目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
「男は仕事、女は家事・育児」と考えない人の割合 ※アンケート調査で、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	58.4%	80.0%
社会通念・慣習・しきたり等において「平等である」と感じている人の割合 ※アンケート調査で、社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位について「平等である」と回答した人の割合	13.3%	30.0%



基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

育児・介護休業法をはじめとする制度の整備等により、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みが進みつつあります。事業者に対して法の趣旨を周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を市内企業・事業者等へ働きかけます。

また、誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進について、市役所が積極的な推進を図ります。

事業・施策	内容	担当課
関係法令等の周知啓発	○市内企業・事業者へ労働関係法等の関係法令の周知啓発を行います。	産業振興課
企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○商工会議所と連携し、企業に対して、経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの取り組みについて啓発等を行い、その取り組みを推奨します。	産業振興課
市職員におけるワーク・ライフ・バランスの積極的な推進	○地域のモデルとして、市職員のワーク・ライフ・バランスの取り組み（時間外勤務の適正化やテレワーク制度の推進等）を積極的に行います。	総務課
加西市特定事業主行動計画の評価及び指導	○市男性職員の育児休業等の取得を進め、本プランの実施について評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導を行います。	総務課

(2) 子育て・介護支援の充実【女性活躍推進計画】

性別に関わらず、それぞれの望む働き方で仕事や生活の両立を図り、能力を活かして活躍することができるような環境整備を行うとともに、妊娠・出産・育児・介護等の支援の充実を図り、ライフステージに応じた働き方が実現できるよう取り組みの推進を図ります。

事業・施策	内容	担当課
安心して子育てできる環境づくり	○多様化する働き方等に対応するとともに、誰もが安心して子育てができる地域を目指し、子ども・子育てを総合的に支援する拠点の整備や、教育・福祉・保健部門が連携した相談支援体制の強化、各種子育て支援サービスの充実を図ります。	こども未来課 学校教育課 健康課 地域福祉課
在宅介護への支援の推進	○広報やホームページ等を通じて、介護サービスの情報発信を行うとともに、介護者の生活と介護の両立を支援する相談支援、各種介護サービスの充実を図ります。	長寿介護課
育児・介護休業制度等の普及啓発の推進	○市内企業・事業者等に対し、育児・介護休業制度等の普及啓発を図り、男性を含む対象者の利用促進を図ります。	産業振興課
家事、育児等への男性参画の促進	○男性の育児参加の促進のため、パパママクラブへの参加勧奨や母子手帳交付時にパパ向けのパンフレットの配布を行います。	健康課
	○関係機関と連携し、男性向けの家事・育児等に関する講座の充実を検討します。	ふるさと創造課
介護等への男性参画の促進	○認知症家族会で男性介護者のための勉強会を開催するなど、介護等への男性参画の拡大に努めます。	長寿介護課

(3) 誰もが能力を発揮できる環境・働き方の推進【女性活躍推進計画】

重点

誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を実現するための環境づくり、働き方を推進します。結婚・出産等により、一度退職した女性が再び就業するために必要な知識や能力を主体的に身につけていくための機会を提供するとともに、職業紹介にも取り組みます。

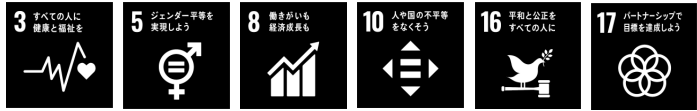
また、職場や地域等におけるセクシュアル・ハラスメントや、パワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止するための啓発活動等を推進します。

事業・施策	内容	担当課
男女の均等な雇用機会・待遇の確保	○ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用問題に関する女性相談、再就労相談、再就職セミナー等を実施します。	ふるさと創造課 産業振興課
女性の就業・再就職支援の推進	○ハローワーク等の関係機関と連携した女性のためのスキルアップ講座の開催等を行い、女性の就業・再就職支援を推進します。	ふるさと創造課 産業振興課
企業の環境整備の推進	○県の助成金等を周知啓発し、活用促進を図るなど、企業における職場環境整備の推進に努めます。	ふるさと創造課 産業振興課
	○くるみん・えるぼし認定等の周知や取得促進に向けた啓発を行います。	
様々な産業への女性の参画の促進	○農業を含む様々な産業への女性の参画の促進を図ります。	農政課 産業振興課
女性の起業支援の推進	○関係機関と連携し、事業計画やマーケティング、税務、労務に関する講座の実施、クラウドファンディングに関するセミナー等の開催や広報を行い、創業・起業を目指す女性の支援を行います。	ふるさと創造課 産業振興課
	○定期的に起業セミナーを実施し、ロールモデルの紹介等につなげます。	
多様な働き方ができる環境づくり	○「かさいこども広場&パパママオフィス『アスモ』」を整備し、多様な働き方ができる環境づくりを行います。	人口増政策課 産業振興課
	○市内中小企業に対し、テレワークやクラウド導入等に向けた補助を行います。	産業振興課
各種ハラスメントに関する啓発の推進	○セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、広報やホームページ等を通じた啓発の推進を図ります。	ふるさと創造課 人権推進課

事業・施策	内容	担当課
事業所等におけるハラスメント防止対策の推進	○商工会議所等の関係機関と連携して、様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、事業所等でのハラスメントの防止を図ります。	産業振興課 人権推進課
市役所におけるハラスメント防止対策の推進	○ハラスメント防止対策やハラスメント発生時の相談体制について、職員研修等において周知徹底、啓発を行い、未然防止を図ります。	総務課 人権推進課

成果目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
職場において「平等である」と感じている人の割合 ※アンケート調査で、職場における男女の地位について「平等である」と回答した人の割合	20.8%	40.0%
職員に占める女性の割合	39.9%	50.0%
市役所における男性育児休業取得率	15.3%	30.0%



基本目標3 性別に関わらずあらゆる場で活躍できる支援体制の整備

(1) 地域活動における男女共同参画

重点

様々な地域活動において、女性や働き盛りの男性も含め、まちづくりを男女ともに担うことができるよう、取り組みの推進を図ります。

また、日頃から災害等に備え、避難所運営等については、男女共同参画の視点からの想定、準備を関係団体と協力して推進します。

事業・施策	内容	担当課
男女共同参画に関する団体の育成や活動支援の実施	○地域活動への女性の参画を推進するための事業や、女性団体が地域と協働で実施する事業に対する助成等を行うとともに、事業の周知・推進活動を行います。	ふるさと創造課
	○男女共同参画センターにおいて、市民グループ制度を設け、市民による男女共同参画社会づくりを推進します。	
地域づくりにおける男女共同参画の推進	○出前講座等を実施し、地域における男女共同参画意識の醸成を図ります。	ふるさと創造課
	○「加西市協創のまちづくり条例」に基づいて、年齢や性別、住む場所等の枠にとらわれず、まちづくりに取り組むことができるよう活動支援を行います。	
	○「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」等に基づいて自治会やふるさと創造会議等、地域活動における女性役員登用に向けた助成・支援を行い、意思決定過程への女性参画の促進を図ります。	
「加西市協創のまちづくり条例」の啓発	○年齢や性別、国籍等の違いや障がいを越えて、地域の中で自分らしく暮らし活動する住民が集い、ふれ合い、語り合い、互いを知り合うことで絆を強め、「思いやり」を深めることを目指す条例の理念・内容を周知啓発し、男女共同参画社会の形成の推進を図ります。	ふるさと創造課

事業・施策	内容	担当課
地域防災活動における男女共同参画の推進	○婦人防火クラブの活動促進や女性防災リーダーの育成等、関係団体等との連携の下、地域防災活動への積極的な女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。	危機管理課
	○防災会議における女性の参画拡大を促進し、女性の視点も踏まえた防災体制の強化を図ります。	
災害時における男女共同参画の推進	○災害時における避難所運営等に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、女性や乳幼児、多様な性のあり方等に配慮した避難所設備や備蓄物資の確保を行います。	危機管理課

(2) 政策・方針決定の場への女性参画の促進

本市においては、意思決定の場への女性参画の促進が喫緊の課題となっており、審議会や委員会等を含む政策・方針決定の場等への女性参画が進むよう、着実かつ計画的な取り組みを行います。

事業・施策	内容	担当課
各種審議会、委員会への女性参画の促進	○市が関係する各種審議会や委員会に対し、一定以上の女性割合の基準を設け、積極的な登用を図ること（クオータ制）を目指すとともに、女性割合が基準を下回っている場合は、登用に向けた働きかけを行います。	ふるさと創造課 総務課
市職員における女性管理職登用の促進	○管理職登用に関する研修等を通じて、女性の積極的な管理職登用を働きかけます。	総務課
市内企業における女性管理職登用の促進	○「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」等に基づいて市内企業等における女性管理職登用に向けた助成・支援を行い、企業における方針決定過程への女性参画の促進を図ります。	ふるさと創造課 産業振興課
女性リーダー育成事業の実施	○「女性リーダー育成講座」を開催し、意思決定の場に参画できる女性や地域で活躍する女性の育成を目指します。	ふるさと創造課

成果目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
自治会における女性会長の割合	0.7%	5.0%
自治会及びふるさと創造会議における女性役員の割合 ※自治会における女性役員割合の現状値は自治会長のみを集計	4.0%	20.0%
審議会等における女性委員の割合	17.3%	35.0%
防災会議における女性委員の割合	3.6%	15.0%
女性管理職の登用率 ※加西市役所、市立こども園、市立加西病院、市立小・中・特別支援学校、市内企業の女性管理職の割合	15.2% (令和元年度)	30.0%



基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1) あらゆる暴力の根絶と被害者を守るしくみづくり【DV対策基本計画】

DVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識の下、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、万が一被害を受けた場合に安心して助けを求めることができ、被害者の安全が守られるよう支援体制の整備を行います。また、あらゆる機会を通じて啓発を行い、市民一人ひとりのDVに関する正しい理解の促進を図ります。

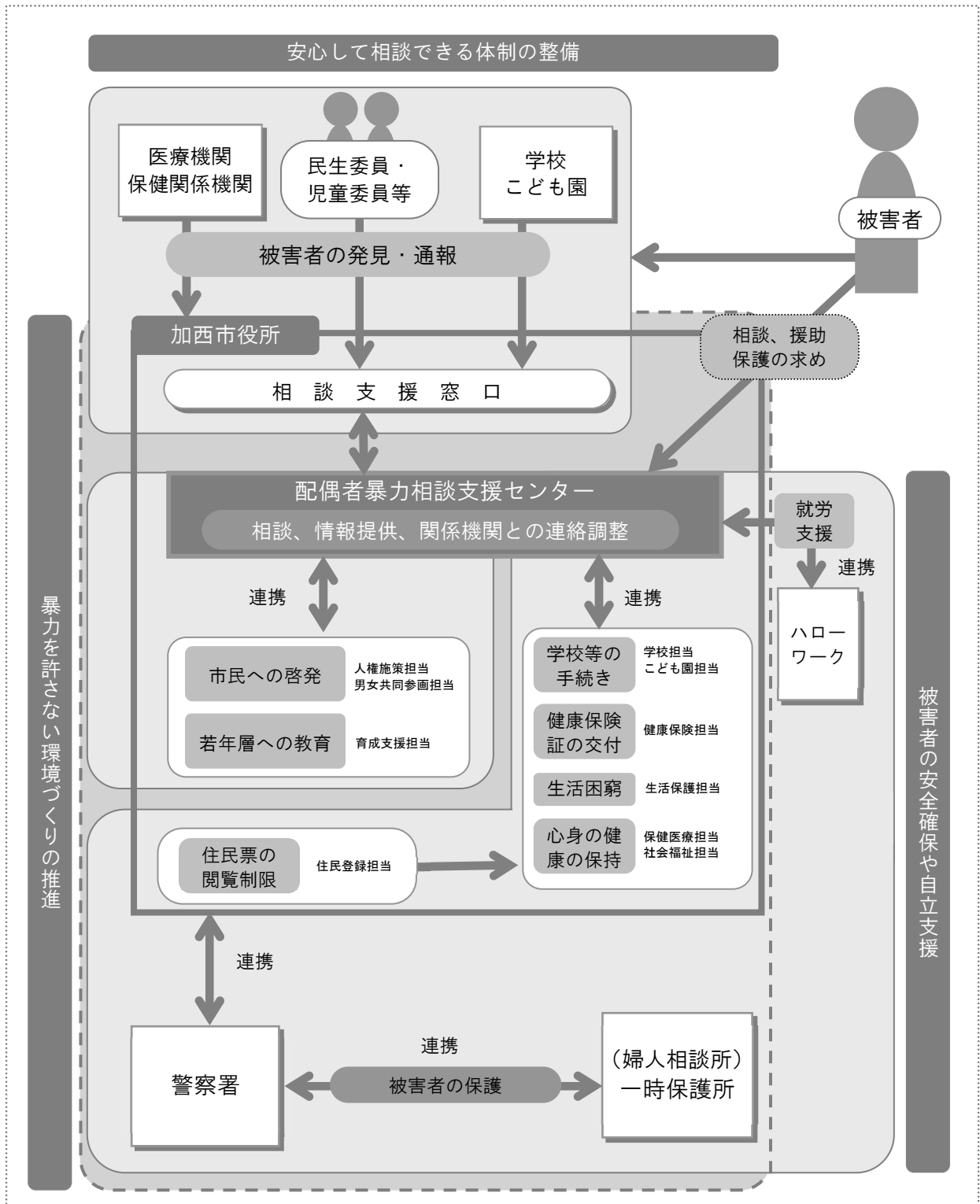
事業・施策	内容	担当課
安心して相談できる体制の整備	○早期発見・通報のための体制整備として、民生委員・児童委員、教育機関、支援機関、警察等の関係機関の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築や適切な被害者対応の徹底に取り組みます。	地域福祉課 福祉企画課 学校教育課 こども未来課
	○医療・保健・福祉関係者及びこども園、学校関係者等に対して、研修等を実施し、DVに関する理解促進を図ります。	地域福祉課 健康課 こども未来課 総合教育センター
	○広報やホームページ等により、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図るとともに、相談支援体制の強化を図り、円滑な相談支援を実施します。	地域福祉課
	○高齢者や障がい者、子ども、外国人被害者に対する適切な支援に向けて、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター、家庭児童相談室等と連携し、適切な支援を行います。	地域福祉課 ふるさと創造課 長寿介護課 健康課
	○DV対応マニュアルに基づき、庁内の窓口担当職員関係各課と連携するとともに、関係職員の認識を共有します。併せて、関係職員の資質の向上を図るための研修の実施や受講促進を行います。	地域福祉課 総務課
	○女性家庭センター・こども家庭センター・警察等の関係機関との連携体制を整備し、DVネットワーク会議及び庁内被害者支援連携会議を定期的を開催します。	地域福祉課

事業・施策	内容	担当課
被害者の安全確保や自立支援	○緊急時における被害者の安全確保のため、速やかに一時保護ができる体制づくりの充実を図るとともに、関係部署間の連携による被害者に関する情報の保護・管理、加害者対応を徹底します。	地域福祉課
	○被害者に対し、各種福祉制度や、保健・医療・年金、司法手続き等に関する情報提供及び利用・手続き支援を行います。	地域福祉課 市民課 健康課 国保医療課
	○公営住宅の優先入居、ハローワーク等と連携した就労支援等、生活の安定に向けた自立支援を行います。	施設管理課 産業振興課 地域福祉課
	○被害者に対し、心理的な安定を取り戻せるようなこころのケアや適切な医療を受けるための支援を県等の関係機関や保健・医療機関等との連携の下、推進します。	健康課 地域福祉課
	○被害者の子どもに対し、こども園・学校等の関係機関と連携し、子どもの年齢や心身の状態に応じた相談・支援を行います。	健康課 地域福祉課 学校教育課 こども未来課
	○子どもの発達・養育面で不安を抱えている被害者に対し、子どもと適切な関わりを保つための支援を行うとともに、DVと児童虐待の併存や心理的虐待を受けた子どもについては要保護児童対策地域協議会と連携し、対応を行います。	地域福祉課

事業・施策	内容	担当課
暴力を許さない環境づくりの推進	○女性に対する暴力をなくす運動等の機会をとらえ、DVの防止に関する啓発を行います。	ふるさと創造課
	○様々な機会を活用し、虐待やDVは重大な人権侵害であることの周知啓発や、住民の通報義務、通報体制についての周知を行います。	人権推進課
	○児童生徒へのデートDVを含む各種DVの教育・啓発の推進に向けて、教職員等への研修を実施し、児童生徒や保護者への教育・啓発につなげます。また、若年層に向けて、パンフレット等を活用したデートDV等の啓発を図ります。	総合教育センター ふるさと創造課
	○出前講座の実施や啓発パンフレットの設置等、地域団体・企業等と連携したDV防止教育・啓発を行います。	ふるさと創造課

■加西市におけるDV対策の効果的な施策の実施体制（イメージ）

「加西市DV相談室（配偶者暴力相談支援センター）」を中心として被害者に必要な支援を行い、状況に応じて他の支援機関へつなぐ等、被害者へ必要な情報を的確に提供できるように努めるとともに、引き続き相談窓口の周知を行い、DVの早期発見に努めます。



(2) 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたる健康の実現に向け、年代に応じた健康支援を推進します。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行うとともに、この視点に立って女性の健康管理と母性保護の徹底が図られるよう、各種事業を推進します。

事業・施策	内容	担当課
年代に応じた健康支援の実施	○町ぐるみ健診事業や女性がん検診事業、各種健康相談等を通じて、年代に応じた健康づくりの支援を行います。	健康課
	○女性の妊娠・出産等に係る母子保健対策や不妊治療に係る支援等、女性が安心して妊娠・出産期を過ごせるような支援の充実を図ります。	
性の尊重に対する理解促進	○リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、小・中学校の授業等を通じて、児童生徒の理解促進を図るとともに、広報等を通じて広く市民に周知啓発を図ります。	学校教育課 健康課
性の尊重の視点に立った教育の推進	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、各教科の学習や特別活動において、性に関する教育を適正に行います。	学校教育課
性感染症をはじめとする様々な感染症に関する啓発の推進	○性感染症をはじめとする様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各学校において指導を行います。	学校教育課 健康課

(3) 様々な困難を抱える人への支援

重点

ひとり親家庭、特に母子家庭では経済的な問題を抱える家庭も多いことから、職業能力向上の機会の提供等の自立促進に取り組みます。また、障がい者や高齢者、外国籍の市民が、地域で安心して社会との関わりをもちながら暮らすことができるよう、相談支援や自立支援等の充実を図ります。

併せて、性的指向や性自認に起因して社会的困難を抱える人に対し、人権侵害等が生じないよう、広く性の多様性に関する啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。

事業・施策	内容	担当課
ひとり親家庭に対する経済的支援の実施	○ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や母子家庭等医療費助成制度、母子父子及び寡婦福祉資金の貸付、就学援助費の助成等により、経済的な支援を行います。	地域福祉課
	○自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業等を実施し、自立促進を図ります。	
障がい者や高齢者に対する支援の実施	○加西市地域包括支援センターや加西市基幹相談支援センターにおいて、様々な相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言を行うなど、地域で自立した生活を営んでいくための支援を総合的に行います。	長寿介護課 地域福祉課
外国籍の市民に対する支援の実施	○外国籍や外国にルーツをもっていることで困難を抱えている人が各種サービス等を円滑に利用できるよう、支援を行います。	ふるさと創造課
相談窓口の充実	○住民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に専門の相談員が応じるとともに、複合的な課題の対応に向けて、保健・福祉・介護等の各分野が連携を図ります。	ふるさと創造課 長寿介護課 地域福祉課
多様な性に関する意識啓発の推進	○多様な性に関する講座の開催やホームページ、リーフレット、SNS等を通じた啓発を行い、理解促進を図ります。	ふるさと創造課
乳幼児を抱える家庭や多様な性のあり方等に配慮した避難対策の充実	○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、乳幼児を抱える家庭や多様な性のあり方、障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。	危機管理課 地域福祉課 長寿介護課 健康課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	○高齢化にも対応した住環境づくりに向けて、関係機関とも連携しながらユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。	長寿介護課

成果目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
DV相談窓口の認知度 ※アンケート調査で、「全く知らない」と回答した人の割合	48.9%	30.0%
DV被害者支援庁内連携会議の開催	年1回	年2回
LGBTQ・SOGIEの認知度 ※アンケート調査で、「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」と回答した人の割合	LGBTQ：34.2% SOGIE：7.7%	LGBTQ：60.0% SOGIE：20.0%

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

(1) 男女共同参画センターの強化・充実

男女共同参画社会の実現に向けて、活動の拠点となる加西市男女共同参画センターの機能強化を図ります。

事業・施策	内容	担当課
男女共同参画センターの機能強化	○男女共同参画社会の実現を目指すための活動と情報の拠点である加西市男女共同参画センターにおいて、相談員の配置や主催講座の充実等を行うなど、機能強化を図ります。	ふるさと創造課

(2) 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化

地域における活動主体である各種関連団体やグループ等との連携強化や庁内連携体制の強化に取り組むなど、男女共同参画社会の実現に向けた体制整備や連携の強化を行います。

事業・施策	内容	担当課
男女共同参画に関連する団体等との連携強化	○男女共同参画社会の実現を目指して活動する各種団体やグループとの連携強化やそれらの育成・支援を図ります。 ○国・県及び近隣自治体、関係機関・団体等との連携や情報交換に努め、各事業・施策の着実な推進を図ります。	ふるさと創造課
条例の周知啓発	○「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」の周知啓発を行い、庁内及び各種関係団体との連携強化を図ります。	ふるさと創造課
庁内連携体制の強化	○各事業・施策の総合的かつ効果的な推進に向けて、庁内関係部署との連携強化を行うとともに、各所管で実施する施策への男女共同参画の視点の反映を図ります。	ふるさと創造課
計画の進捗管理体制の整備	○PDCAサイクルに基づき、計画の進捗評価を毎年度実施するとともに、評価・検証を行い、事業・施策の点検・見直しを行います。	ふるさと創造課

成果目標

項目	現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
男女共同参画センター主催講座・講演会の年間開催数	—	3回
計画の進捗評価の実施	—	年1回

資料編

1 加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 全ての人々が性別、性的指向、性自認等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保されることによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるとともに、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域団体 市内において、市民が主に組織する団体で、自治会、ふるさと創造会議、特定非営利活動法人等その他の営利を目的とせずまちづくりに関わる活動を行う団体をいいます。
- (5) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、教育及び保育に携わる個人又は法人その他団体をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいいます。
- (7) 性自認 自らの性についての自己認識をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含みます。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含みます。）に行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいいます。
- (10) ジェンダー平等 一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 全ての人々が個人として尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること等の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、人の性は多様なもので、人格の基礎ともなるために、等しく尊重されること。

- (3) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、家庭以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 全ての人が性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意見が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (7) 全ての市民、事業者、地域団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画社会を推進する活動に参画するとともに、地域活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。
- (8) 国際社会及び国内における男女共同参画に係る取組を積極的に理解すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（以下「推進施策」といいます。）を総合的に策定し、実施するものとします。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めるものとします。

3 市は、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高める等、率先して男女共同参画社会の推進に努めるものとします。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の推進に取り組むよう努めるものとします。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備するよう努めるものとします。

3 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（地域団体の責務）

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、全ての人が対等に参画する機会を確保するとともに、性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとします。

2 地域団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

(性別等による権利侵害の禁止)

第9条 全ての人、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いをしてはなりません。

2 全ての人、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の暴力を行ってはなりません。

3 全ての人、本人の同意を得ないで、当該本人に関して知り得た性的指向、性自認等の内容を他人に漏らし、又は本人に公表を強制若しくは禁止してはなりません。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 全ての人、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければなりません。

(計画の策定)

第11条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めるものとします。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条第1項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、各種施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければなりません。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第13条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数に配慮するよう努めるものとします。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるものとします。

(市民等に対する支援)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第16条 市は、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できるよう必要な支援に努めるものとします。

(意思決定の場における男女対等な参画の推進)

第17条 市は、男女が共にあらゆる分野の活動の面において、方針の決定過程に参加できる機会の確保の支援に努めるものとします。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第 18 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画やジェンダー平等に関する教育及び学習を促進するための必要な支援を行うよう努めるものとします。

(防災の分野における施策の推進)

第 19 条 市は、全ての人が、避難所等において被災者一人一人の人権が守られ安全に安心して生活できるように、平常時より多様な視点からの防災・減災の取組を十分理解した防災体制の整備と防災に関する意識啓発の実践に努めるものとします。

(誰もが能力を発揮できる働き方の推進支援)

第 20 条 市は、雇用を行う事業者及び就業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

(ドメスティック・バイオレンスの防止等)

第 21 条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとします。

(苦情等又は相談への対応)

第 22 条 市は、市が実施する推進施策に関し、市民等から苦情又は意見（以下「苦情等」といいます。）の申出があったときは、適切に対応するものとします。

2 市は、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

3 市長は、前 2 項に規定する苦情等又は相談への対応について必要があると認めるときは、第 25 条第 1 項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとします。

(拠点機能)

第 23 条 市は、推進施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点機能の充実に努めるものとします。

(年次報告)

第 24 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとします。

(加西市男女共同参画審議会)

第 25 条 男女共同参画社会の推進について調査及び審議するため、加西市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができます。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
(経過措置)
- 2 第3次加西市男女共同参画プランは、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなします。

2 加西市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、第3次加西市男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、加西市男女共同参画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庁内会議)

第7条 委員会に、計画の内容に関し必要な事項を処理するための庁内会議を置くことができる。

2 庁内会議は、庁内関係課の職員をもって組織する。

(アドバイザー)

第8条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会は、ふるさと創造部ふるさと創造課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

3 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

◎：会長、○：副会長

所 属	名 前	備 考
オフィスEEE 男女共同参画アドバイザー	◎中村 和子	
加西市区長会	○金澤 和正	令和2年度
	○高橋 晴彦	令和3年度
加西市連合婦人会	谷勝 公代	
加西市老人クラブ連合会	片岡 あき子	令和2年度
	岡 浩子	令和3年度
加西市連合PTA	小池 啓文	令和2年度
	高見 昌也	令和3年度
加西市人権擁護委員協議会	淵脇 英義	令和2年度
	山本 純子	令和3年度
加西市商工会議所	沼澤 郁美	
加西市農村女性組織連絡協議会	竹内 百合子	
一般公募委員	馬渡 友樹子	
加西市社会福祉協議会	廣瀬 美佳	
県立北条高校	赤沼 さとみ	令和2年度
	竹原 一典	令和3年度
加西市教育委員会	安富 重則	
北条ならの実こども園長	河原 るみ	

(順不同、敬称略)

4 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年8月20日	○第3次加西市男女共同参画計画策定・庁内ワーキンググループ 第1回会議
令和2年9月16日	○第1回 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会 ・男女共同参画と第3次加西市男女共同参画計画（策定概要と年間スケジュール等）について ・計画の方向性について ・アンケート調査票について
令和2年11月2日～16日	○市民アンケート調査 ・配布数2,000件、有効回収数900件（有効回収率：45.0%）
令和2年11月27日	○計画策定に向けたワークショップ
令和3年1月26日	○第3次加西市男女共同参画計画策定・庁内ワーキンググループ 第2回会議
令和3年3月1日	○第2回 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会 ・第3次加西市男女共同参画計画の進捗状況について ・アンケート調査の結果報告 ・ワークショップの結果報告
令和3年6月28日	○第3次加西市男女共同参画計画策定・庁内ワーキンググループ 第3回会議
令和3年8月3日	○第3回 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会 ・令和3年度計画スケジュールについて ・骨子案の概要について・体系項目案について ・男女共同参画の視点から考える10年後の加西市について
令和3年10月27日	○第3次加西市男女共同参画計画策定・庁内ワーキンググループ 第4回会議
令和3年12月2日	○第4回 第3次加西市男女共同参画計画策定委員会 ・計画素案について ・条例の制定について
令和3年12月28日～ 令和4年1月21日	○パブリックコメント

5 用語集

あ行

■ ICT

「Information and Communication Technology」の略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

■ SDGs

「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」という理念の下、健康・福祉・働きがい・経済成長・気候変動対策等の17の目標と169のターゲットから構成されており、「ジェンダー平等を実現しよう」等の目標も盛り込まれている。

■ M字カーブ

女性の就業率を年齢別にグラフにした際、結婚・出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて就業率が一時低下し、その後上昇して、アルファベットのMのような形になること。

■ LGBTQ

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、Q：クエスチョニング（心の性や好きになる性が定まらないこと）の頭文字をとった総称。

■ エンパワーメント

男女共同参画の分野では、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった主体的な存在となり、力を発揮して行動していくこと。

か行

■ クオータ制

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の手法の1つであり、人種や性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。政治分野においては、議会における男女間格差の是正を目的とし、性別を基準として議席または候補者比率を割り当てる例がある。

■ クラウドファンディング

「群衆（crowd）」と「資金調達（funding）」を組み合わせた造語であり、ある目的を達成するために、インターネット等を介して資金調達を呼びかけ、それに対する賛同者が出資を行うしくみ。

■ 固定的な性別役割分担意識

性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

さ行

■ ジェンダー

生物学的な性別ではなく、社会的・文化的につくられた性別のこと。

■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲をもって、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

■ 女性活躍推進計画

働く場面における女性活躍の推進のための施策をまとめた都道府県・市町村が策定する計画のこと。「女性活躍推進法」第6条に基づく計画である。

■ SOGIE

「SO：好きになる性（性的指向）」、「GI：心の性（性自認）」、「GE：表現する性（性表現）」の頭文字をとった総称。これら性の要素の組み合わせで性のあり方が決まるという考えで、誰もがもっている性の多様性を表す。

た行

■ ダイバーシティ

性別、人種、年齢、価値観、生き方・考え方等、一人ひとりの多様性を認め合い、その違いに価値を見出す考え方。

■ テレワーク

情報通信機器を利用して、会社以外の場所で仕事を行う勤務形態のこと。

■ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナー、その他親密な関係にある（あった）人からの身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的な行為や、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

は行

■ ハラスメント

様々な場面における嫌がらせのことで、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、不利益を与えたりすることを指す。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の種類がある。

ま行

■ 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

過去の経験や見聞きしたことから、潜在的にもっている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方。

■ メディアリテラシー

メディア（新聞、雑誌、テレビ、インターネット等）からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力。

や行

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、多くの人が利用しやすいように都市や生活環境等をデザインする考え方。

ら行

■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることであり、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。リプロダクティブ・ライツは、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むか等を女性が自ら選択する自由をもつことも含まれている。

第3次加西市男女共同参画プラン

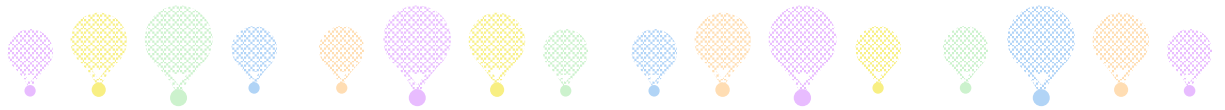
－ 第3次かさいゆめプラン －

発行年月：令和4年3月

発行・編集：加西市ふるさと創造部ふるさと創造課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8706 FAX：0790-42-8745



誰もが互いに尊重し合い、輝くふるさと加西

